

令和 6 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 5 日 開会

令和 6 年 9 月 20 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和6年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月5日（木曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
同意第4号から認定第7号まで16件一括提案説明	3
散 会	8

9月9日（月曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
○10番 荒井勝彦議員	10

1 美浜町における危機管理について

- (1) 災害発生時における町長以下の初動体制は。
- (2) 迅速な情報収集の方法は。
- (3) 職員の非常招集訓練について
- (4) 庁舎等への不審者侵入に対する備えは。

2 小中一貫校開校予定年度の延期について

- (1) 建設場所について
- (2) 土地の無償提供を受ける期間は。

○6番 野田謙弥議員	19
------------------	----

1 小中一貫校整備事業について

- (1) 校舎建設地の再考・再調査について
- (2) 段階的な措置としての学校統廃合について
- (3) スクールバスの運用について
- (4) 校舎の立地と地域との関係は。
- (5) 日本福祉大学との施設の共用は。

○11番 大岩 靖議員	24
1 美浜町学校再編の今後の進め方について	
(1) 美浜町小中一貫校開校延期について	
(2) 小中一貫校基本計画について	
2 運動公園N T C（ナショナルトレーニングセンター）申請の進捗状況は。	
3 河和南部地区養鶏場臭気対策の進捗状況は。	
(1) 臭気モニタリングについて	
(2) 今年度の知多南部地区養鶏対策協議会について	
○4番 丸田博雅議員	35
1 美浜町小中学校再編「小中一貫校」事業の今後について	
(1) 開校を2年延期した理由は。	
(2) 日本福祉大学との連携は。	
(3) 小中一貫校のメリット、デメリットは。	
(4) 災害等から子供たちを守る施設の建設について	
(5) 財源問題について	
○5番 橋場友昭議員	42
1 美浜町の危険箇所と防災について	
(1) 現在、ハザードマップに記載されている危険箇所への対策は。	
(2) 危険箇所の周辺住民への周知は。	
2 河和口駅前の整備について	
3 知多半島道路と南知多道路を拠点とした美浜町の活性化について	
○2番 茶谷佳宏議員	46
1 学校再編の進め方について	
(1) 開校時期を延ばした理由は。	
(2) 小中一貫校のメリット、デメリットは。	
(3) 建設予定地における法規制の洗い出しは。	
(4) 通学方法の検討状況は。	
(5) 日本福祉大学との協議状況は。	
(6) 住民、保護者及び子供たちの合意形成は。	
2 不審者対策について	
(1) 本町における最近2年余りのトラブル事例は。	
(2) 対策備品などの準備状況は。	
(3) 対応訓練などの予定は。	
散 会	56

9月12日（木曜日）第3号

議事日程	57
会議に付した事件	57

会議に出欠席した議員	5 7
説明のため出席した者の職、氏名	5 7
職務のため出席した者の職、氏名	5 8
開議の宣告	5 8
同意第 4 号（質疑・討論・採決）	5 9
同意第 5 号（質疑・討論・採決）	5 9
議案第42号（質疑・討論・採決）	6 0
議案第43号（質疑・委員会付託）	6 1
議案第44号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第45号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第46号（質疑・委員会付託）	6 2
議案第47号（質疑・委員会付託）	6 4
議案第48号（質疑・委員会付託）	6 4
認定第 1 号から認定第 7 号まで 7 件一括（質疑・委員会付託）	6 5
発議第 3 号（提案説明・質疑・討論・採決）	7 2
発議第 4 号（提案説明・質疑・討論・採決）	7 2
散 会	7 6

9 月 20 日（金曜日）第 4 号

議事日程	7 7
会議に付した事件	7 7
会議に出欠席した議員	7 7
説明のため出席した者の職、氏名	7 8
職務のため出席した者の職、氏名	7 8
開議の宣告	7 8
議案第43号から議案第44号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 8
議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 0
議案第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 1
議案第47号から議案第48号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 4
認定第 1 号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 5
認定第 2 号から認定第 4 号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 9
認定第 5 号から認定第 7 号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 1
議員派遣の件について	9 3
議会閉会中の継続調査事件について	9 4
閉 会	9 5

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命について

同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第 42 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 43 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第 45 号 町道路線の廃止について

議案第 46 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 47 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 48 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 令和 5 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 5 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 5 年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（11 名）

1 番 都 筑 新 悟 君

2 番 茶 谷 佳 宏 君

3 番 大 崎 暁 美 君

4 番 丸 田 博 雅 君

5 番 橋 場 友 昭 君

6 番 野 田 謙 弥 君

8 番 森 川 元 晴 君

9 番 廣 澤 毅 君

10 番 荒 井 勝 彦 君

11 番 大 岩 靖 君

12 番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（1 名）

7 番 中須賀 敬 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22 名）

町 長 八 谷 充 則 君
教 育 長 伊 藤 守 君
厚 生 部 長 中 村 裕 之 君
教 育 部 長 谷 川 雅 啓 君
地 域 戦 略 課 長 下 村 充 功 君
税 務 課 長 山 本 圭 介 君
福 祉 課 長 三 枝 美 代 子 君
環 境 課 長 百 合 草 俊 晴 君
建 設 課 長 平 野 恵 司 君
水 道 課 長 竹 内 健 治 君
学 校 教 育 課 長 近 藤 淳 広 君

副 町 長 杉 本 康 寿 君
総 務 部 長 宮 原 佳 伸 君
産 業 建 設 部 長 茶 谷 昇 司 君
総 務 課 長 大 松 知 彰 君
防 災 課 長 三 枝 利 博 君
住 民 課 長 柴 田 香 緒 君
健 康 ・ 子 育 て 課 長 藪 井 幹 久 君
産 業 課 長 富 谷 佳 成 君
都 市 整 備 課 長 平 野 和 紀 君
会 計 管 理 者 富 谷 佳 宏 君
生 涯 学 習 課 長 戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 宮 崎 典 人 君

議 会 係 長 江 本 真 実 君

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 3 回美浜町議会定例会を開催します。皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう併せてお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和 6 年第 3 回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

さて、先月、日向灘沖で発生した地震により、南海トラフ臨時情報が発表されました。

そして、その後、台風 10 号、非常に大きな台風ということで警戒をし、心配しておりましたけれども、臨時情報、そして台風どちらも本地域には大きな影響もなく、ほっとしております。

ただ、今、沖を見ますと、また台風の発生する状況が生まれてきておりますし、今後、台風シーズンも迎えてまいります。地震につきましても、脅威が去ったわけではございません。町としても緊張感を持って住民の生命、財産を守る取組をしまいたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、町行政とともに、住民の安心・安全のためにより一層御支援、御協力いただきますことをお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日、中須賀敬議員より、本日の会議を欠席する旨、連絡がありましたので、報告いたします。

次に、監査委員より、令和6年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので、御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大寄暁美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 野田謙弥議員、9番 廣澤毅議員を指名します。両議員、よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（大寄暁美君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間と決定しました。

日程第3 同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてから

認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまで16件一括提案説明

○議長（大寄暁美君）

日程第3、同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてから認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまで、以上16件を一括議題といたします。

以上16件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（八谷充則君）

本日、御提案申し上げますのは、同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてをはじめとして16件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会委員から令和6年6月30日をもって辞任の申出があったことに伴い、地元区からの推薦により平木章男氏を新たに委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、同法第10条の規定により、令和6年10月1日から令和9年5月18日まででございます。

平木章男氏におきましては、農協での長い勤務経験があり、また、現在は奥田南工区にて役員を務めるなど、地域の農業に対する見識も深く、農業委員として適任でございますので、同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、美浜町教育委員会委員の神谷英明氏及び天木恵次氏が来る9月30日をもって任期満了となります。つきましては、神谷氏の後任として河和学区在住の笹本純子氏を任命し、また、天木氏におかれましては再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

笹本純子氏におかれましては、高等学校を御卒業後、一般企業に入社され、現在は美浜町立河和保育所会計年度任用職員としてお勤めされております。また、天木恵次氏は、教育委員として令和2年10月より4年間在職されております。両氏とも教育現場を熟知されており、地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、議会の議決が必要なため、お願いするものでございます。

次に、議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第44号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、所得の判定月及び支払期日の変更に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第45号 町道路線の廃止についてでございますが、開発予定区域内等にある道路で、一般交通の用に供する必要がなくなった道路の廃止をするものでございます。これらの道路の廃止につきましては、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億4,858万6,000円を追加し、補正後の予算総額を90億4,190万4,000円とするものでございます。第2条は地方債の補正でございます。

次に、議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ134万7,000円を追加し、補正後の予算総額を22億2,005万3,000円とするものでございます。

次に、議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳

出それぞれ6,088万9,000円を追加し、補正後の予算総額を18億5,346万9,000円とするものでございます。

次に、認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額99億1,973万5,000円、歳出総額96億626万1,000円、歳入歳出差引額は3億1,347万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越額4,377万4,000円を差し引いた2億6,970万円が実質収支額となりました。

次に、認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額21億9,037万円、歳出総額21億8,933万5,000円で、歳入歳出差引額103万5,000円の黒字となりました。

次に、認定第3号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額3億7,694万円、歳出総額3億7,490万5,000円で、歳入歳出差引額203万5,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号 令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額18億5,806万5,000円、歳出総額18億812万5,000円で、歳入歳出差引額4,994万円の黒字となりました。

次に、認定第5号 令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに3,000円となりました。

次に、認定第6号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額3,437万3,000円、歳出総額1,758万9,000円で、歳入歳出差引額1,678万4,000円となりました。

なお、この差引額につきましては、農業集落家庭排水処理施設について、地方公営企業法を適用したことに伴い、同法の規定による農業集落排水事業会計へ引き継いでおります。

次に、認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてでございますが、初めに、欠損金の処理については、未処理欠損金247万6,000円を繰越欠損金とするものでございます。

次に、決算の認定についてでございますが、収益的収支の収入は4億9,693万8,000円、支出は4億8,380万円となり、消費税精算後の当年度純損失は247万6,000円となりました。

次に、資本的収支の収入は1億884万8,000円、支出は2億4,467万8,000円となり、収支の不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第42号から認定第7号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○厚生部長（中村裕之君）

初めに、議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

6ページの愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約、本文を御覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証は本年12月2日以降発行されなくなるため、別表第1中に規定する「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年12月2日でございます。

次に、議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年12月2日から国民健康保険の被保険者証が廃止となるため、本条例の改正をお願いするものでございます。

9ページの資料2、美浜町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

第12条の過料において、被保険者証に関する部分の字句を整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年12月2日でございます。

次に、議案第44号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、12ページの資料3、美浜町遺児手当支給条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第3条第2項では所得の判定月を7月までから10月までに改め、第6条第2項では支給月を毎年7月及び3月の年2回から毎年奇数月の年6回とするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年11月1日でございます。

議案第42号から議案第44号の説明は以上でございます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第45号 町道路線の廃止についてでございますが、15ページの資料4を御覧ください。

今回廃止する北方地区の町道4047号線、町道4317号線及び町道4318号線は、隣接する農業生産法人による開発予定区域内等にあり、今後一般の通行がなくなるため、路線の廃止をするものでございます。

議案第45号の説明は以上でございます。

○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書の20、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の公用車管理事業においては、故障による公用車購入のための備品購入費の増を、町有財産等管理事業においては、不動産鑑定評価業務委託料を、11目基金費の基金積立事業においては、事業費の確定や普通交付税等が見込みより増加したことによる各基金の積立金の増を、2項徴税費、2目賦課徴収費の定額減税補足給付金給付事業においては、事業費確定に伴う給付金の増を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業では、重層的支援体制整備事業補助金の過年度返還金を、低所得者支援給付金給付事業では、住民税非課税世帯給付金事業費補助金の過年度返還金を、2目老人福祉費の介護保険事業では、過年度低所得者保険料軽減分に伴う介護保険特別会計繰出金の増を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業では、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料及び障害者支援負担金の過年度返還金を、6目国民健康保険費の国民健康保険事業では、資格確認書作成に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増を、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業においては、母子家庭等日常生活支援事業報償金の増及び遺児手当の所得の判定月及び支給月の変更に伴うシステム改修委託料を、児童手当支給事業においては、制度改正によるシステム改修委託料の増を、多世代交流施設建設事業においては、多世代交流施設実施設計業務委託料及び建設予定地の土地購入費を、2目保育所費の保育所運営事業では、公共施設整備基金繰入金から保育施設整備事業債への財源更正を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、一般財源から新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金への財源更正を計上いたしました。

10款教育費、4項社会教育費、3目文化財保護費の文化財保護事業においては、印刷製本費及び備品購入費の増を、5項保健体育費、2目体育施設費の運動公園地域活性化事業においては、時間外勤務手当の増を計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

10款地方特例交付金においては、国からの交付額確定通知による当初予算との差額の減を、11款地方交付税においては、普通交付税の交付額確定による当初予算との差額の増を、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、母子家庭等日常生活支援事業負担金の増を、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、定額減税補足給付金給付事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増を、2目民生費国庫補助金では、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る障害者総合支援事業費補助金及び児童手当の制度改正に伴う事務費に係る子ども・子育て支援事業費補助金の増を、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金においては、元気な愛知の市町村づくり補助金の確定による増を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

2目民生費県補助金では、母子家庭等日常生活支援事業費補助金の増を、18款寄附金、1項寄附金では、教育費寄附金を、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金においては、令和5年度介護保険特別会計の精算に伴う繰入金の増を、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、今予算が歳入超過となったことによる財政調整基金繰入金の減を、3目公共施設整備基金繰入金では、町債への財源振替による減を、20款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

21款諸収入、4項、3目雑入においては、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金、過年度障害児入所給付費等負担金、臨時給付金過年度返納金及び過年度低所得者保険料軽減負担金を、22款町債、1項町債、7目臨時財政対策債においては、発行可能額が確定したことに伴う臨時財政対策債の減を、8目民生債では、多世代交流施設整備事業債及び保育施設整備事業債を計上いたしました。

議案第46号の説明は以上でございます。

○住民課長（柴田香緒君）

次に、議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の42、43ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理事業において、保険証廃止に伴い、マイナ保険証の登録のない方に交付する資格確認書の用紙代として、印刷製本費を31万4,000円増額計上いたしました。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、基金積立事業において、前年度繰越金の確定により103万3,000円増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、40、41ページを御覧ください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金において、事務費等繰入金として歳出で計上しました資格確認書の印刷製本費の増額分を同額計上いたしました。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金において、前年度繰越金の確定により歳出で計上しました基金積立金の増額分を同額計上いたしました。

議案第47号の説明は以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の60、61ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費において、介護保険保険者努力支援交付金の減額による財源更正をいたしました。

4 款、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金において、3,251万5,000円を増額計上いたしました。これは、前年度繰越金から国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と一般会計への繰出金を差し引いた残額を次期計画期間の保険料上昇の抑制に充てるため、積み立てるものでございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び加算金、2 目償還金、過年度国庫県支出金等償還金において、令和 5 年度の介護給付費等における国、県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金、介護保険事業費補助金、介護保険災害等臨時特例補助金精算に伴う超過額の返還金として755万2,000円を増額計上いたしました。

2 項繰出金、1 目一般会計、一般会計繰出金において、令和 5 年度の一般会計からの繰入金の精算に伴う超過額の返還金として2,082万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。56、57ページを御覧ください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目国庫介護給付費負担金において、令和 5 年度の実績による追加交付915万9,000円を増額計上いたしました。2 項国庫補助金、4 目保険者機能強化推進交付金及び5 目介護保険保険者努力支援交付金において、今年度の交付額確定によりそれぞれ減額し、6 款繰入金、2 項、1 目基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金において、同額の125万4,000円を一般会計から繰り入れるため増額計上いたしました。

3 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金において、令和 5 年度の実績による追加交付85万2,000円を増額計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目低所得者保険料軽減繰入金、過年度低所得者保険料軽減繰入金は、令和 5 年度の実績による追加交付15万2,000円を一般会計より繰り入れるため増額計上いたしました。

58、59ページを御覧ください。

7 款、1 項、1 目繰越金において、前年度からの繰越金4,993万9,000円を増額計上いたしました。

8 款諸収入、4 項、3 目雑入、過年度重層的支援体制整備事業補助金は、令和 5 年度事業実績による介護保険負担分の78万7,000円を一般会計から返還するため増額計上いたしました。

議案第48号の説明は以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命についてから認定第 7 号 令和 5 年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまでの説明が終わりました。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 9 月 6 日から 8 日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、明日 9 月 6 日から 8 日までを休会することに決定しました。

来る 9 月 9 日は午前 9 時より本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前 9 時34分 散会〕

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（11 名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 寄 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
8 番	森 川 元 晴 君	9 番	廣 澤 毅 君
10 番	荒 井 勝 彦 君	11 番	大 岩 靖 君
12 番	野 田 増 男 君		

◎ 本日の欠席議員（1 名）

7 番 中須賀 敬 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22 名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	宮 原 佳 伸 君
厚 生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	茶 谷 昇 司 君
教 育 部 長	谷 川 雅 啓 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
地 域 戦 略 課 長	下 村 充 功 君	防 災 課 長	三 枝 利 博 君
税 務 課 長	山 本 圭 介 君	住 民 課 長	柴 田 香 緒 君
福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君	健 康 ・ 子 育 て 課 長	藪 井 幹 久 君
環 境 課 長	百 合 草 俊 晴 君	産 業 課 長	富 谷 佳 成 君
建 設 課 長	平 野 恵 司 君	都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君
水 道 課 長	竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者	富 谷 佳 宏 君
学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君	生 涯 学 習 課 長	戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	宮 崎 典 人 君	議 会 係 長	江 本 真 実 君
-------------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。また、本日は、早朝より多くの傍聴者の方にお越しいたいただき、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をよろしくお願いします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、併せてお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日、中須賀敬議員より、本日の会議を欠席する旨、連絡がありましたので報告いたします。

また、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には6名の議員より質問の通告をいただいております。本日は6名の一般質問を行います。

通告の順に質問を許可しますが、質問の時間は、答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様におかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされますようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては、一問一答とします。なお、質問内容を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は、厳に差し控えていただくようよろしくお願いします。

最初に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

議長にあらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づいて、今回は2つの質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の2024年9月9日は、5つの節句の一つ、重陽の節句だそうであります。中国では奇数のことを陽数といって縁起がよいとされており、この奇数のうち最大である9が重なる本日9月9日を、重なる陽と書いて重陽というそうです。その一方で、奇数が重なると気が強過ぎて災いが起こりやすく不吉だとも考えられており、まさに二律背反の日で、このように言えるでしょう。

そんな特別の日に、1つ目の質問です。

美浜町における危機管理について質問をさせていただきます。

平素より危機管理がしっかりとできていれば、災いが起きたときにも冷静に対応できるでしょうし、反対に、おろそかになってしまっていたら、その災いは増幅し、予期せぬ不幸をもたらす結果となってしまいかもしれません。一口に危機管理と申しまして、その範囲は多岐にわたりますので、関連質問であるというような御判断は、特に慎重にさせていただきたいと思います。お願いを申し上げておきます。

1つ目です。災害発生時における町長以下の初動体制についてお尋ねをいたします。

自然災害は、いつ襲ってくるか分かりません。台風等は、私の子供の頃と比べて観測体制が格段に発達しましたので、気圧、それから強風域の範囲、最大風速、予想降雨量、予想進路等々は見通しが気象庁から逐一示されますので、規模に応じた備えは事前にできるかと思います。さきの8月22日に発生いたしました台風10号でも、逐一その状況がテレビ等で報道をされております。

しかし、観測体制が幾ら進化したかといっても、突発的に起きる地震に対しては、あらかじめ待機をすることはできません。国では、南海トラフ地震臨時情報を制定し警戒を呼びかけているようですが、実効性において疑問を投げかけている学説もございます。

ここまで、私は一般質問に対しては原稿を書くのですが、これを書いておりました8月8日午後4時半過ぎに、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生をいたしました。

私は、事務所においてノート型パソコンを立ち上げて、傍らに携帯端末のタブレットを置いて、ここで調べながらこの原稿を書いておりましたが、この携帯端末のタブレットのほうで緊急地震速報を流しました。そこで、そのニュースにおいて、南海トラフ地震臨時情報調査中、これが発表されたと知ることとなりました。判定会議後に巨大地震注意に変更をされましたが、制度の制定後、初の発表となりましたので、多くの住民の方が戸惑ったのは事実でございます。このようなときにも、町長以下職員の初動体制の確立はできているのでしょうか。

2つ目の質問です。迅速な情報収集はどのような方法によって行っているのでしょうか。

国・県が発表する災害情報は、逐一様々な方法によって本町にもたらされると思いますが、もっと細かな地域ごとの被害状況の確認等は、町独自の情報収集体制として確立をされていますでしょうか。各区長さんを通じて被害状況の報告を受ける体制が整っているのかもしれませんが、災害発生時には情報が錯綜し、混乱を招くかもしれません。確実な情報伝達手法は確立されていて、日頃より、それに対する情報伝達訓練は行っていますでしょうか。

3つ目の質問です。職員の非常招集訓練は、これは行っているのでしょうか。

本年元日の能登半島地震は、お正月の家族団らんのときを過ごしていたであろうと思われる時間に発生をいたしました。平日の開庁時間に発生する地震等には、全職員が、あらかじめ決められた体制に即座に移行できるでしょうが、休日の深夜あるいは早朝に発生した場合には、十分な対応は不可能だと思われます。突発的な災害に対して迅速に対応できるよう、夜間、休日等、抜き打ちで職員の非常招集訓練を実施したことがありますでしょうか。

危機管理の4つ目の質問です。庁舎等への不審者侵入に対する備えはどうでしょうか。

本年7月16日に高浜市役所で発生した放火傷害事件は、人口の多少にかかわらず、どの役所でも起こり得る事件だと思われます。

2019年の7月18日に発生いたしました京都アニメーション放火殺人事件では、ガソリンをまいて火をつけられ36人死亡、33人が重軽傷を負うという日本国内では過去に例を見ない大惨事となってしまいました。また、2001

年6月8日に大阪教育大学附属池田小学校へ不審者が侵入し、児童、教員に対する無差別殺傷事件を起こしたことも脳裏に強く焼きついております。

このように、自暴自棄になった犯人に対しては、最大限の防御をしなければなりません、庁舎等へは善良な不特定多数の方々が来庁されますので、過剰な防御は、これまた二律背反となってしまいます。これらを踏まえて、美浜町の庁舎、学校、保育所、図書館、体育館等々公共施設に対する不審者の侵入対策、これはいかがでしょうか。

2つ目の大きな質問に移らせていただきます。

小中一貫校開校予定年度の延期についてお尋ねをいたします。

去る8月8日に議会に対して、臨時行政報告会という形で、当初、令和10年4月開校を目指しておりました小中一貫校の開校年度を延期すると、このように報告がありました。その場で、延期開校予定年度の報告はありませんでしたが、8月10日の中日新聞朝刊で、令和12年4月開校を目指す、このように報道をされました。翌8月11日の町政報告会で、ある町民の方から、新聞報道が先行した形で町民に伝えられたのはいかがなものか、このような御意見も出ましたが、私も御もつともな御意見だと思います。

今議会では、同僚議員からも小中一貫校開校予定年度の先送りの件について質問が出ると思われますので、私からは、次の2点を確認させていただきます。

1つ目です。建設場所は変わりませんか。

現時点でも、町民の皆さんの中には、奥田地区の日本福祉大学キャンパス内に町内全ての小中学校を統合する。このような計画に異議を唱えている方もお見えになりますが、議会としては、この計画を賛成多数で既に可決しております。開校年度を先送りすることにより、建設場所について再検討を望む声が大きくなることも、これは容易に予想がされます。

実際に、先日開催されました町政報告会では、町民の方から計画自体に反対する声も上がりました。当初の予定どおり、日本福祉大学キャンパス内に建設をする計画に揺るぎはありませんか。

2つ目です。土地の無償提供期間は永年ですか。これにこだわって質問をいたします。

私は、昨年の9月議会で、小中一貫校の建設場所は、日本福祉大学の社会福祉学部が移転した後のキャンパス内とさせていただいたかどうか、このように発言をしております。その後、本年3月議会において、建設場所を正式に議会として可決し、半年が過ぎました。この計画における様々なメリットの中に、日本福祉大学の敷地を無償提供していただける、このように説明を受けております。

ところが、8月11日の町政報告会では、町長が、いつまで無償提供していただけるのかと、含みを持たせた発言をされております。日本福祉大学とは、一体どこまで話ができているのでしょうか。

ある大学の関係者の方から、うちは私立の大学ですよ。これまた含みを持ったお言葉をいただいたこともありました。学校法人である日本福祉大学の固定資産は、これは非課税のはずであります、ただほど高いものはないでしょう、このようにおっしゃる住民の方もお見えになりました。

町民の皆さんに対して、土地の無償提供を受ける期間を明確にお示しいただきたいと思います。永年ですか。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。明確なるお答えを期待しております。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、簡明な答弁に努めてまいります。お願いいたします。

荒井勝彦議員の御質問にお答えします。

私からは、美浜町における危機管理について及び小中一貫校開校予定年度の延期についての建設場所について御質問にお答えし、土地の無償提供を受ける期間については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、美浜町における危機管理についての御質問の１点目、災害発生時における町長以下の初動体制はについてでございますが、風水害については事前に情報を得ることができるため、規模等を勘案し、美浜町災害対策本部マニュアルに基づき、体制を整えることとなっております。

また、地震に関しては、大規模地震発生直後職員初動体制マニュアルにより、美浜町に震度５強以上の地震が発生した場合、全職員が、それぞれ指定された美浜町災害対策本部及び現地災害対策本部へ参集するよう定めております。

突発的な災害につきましても、美浜町地域防災計画に基づき、迅速に対応してまいります。

次に、御質問の２点目、迅速な情報収集の方法はについてでございますが、モニター、こちらに示すとおり、国・県が発表する災害情報のほかには、名古屋気象台及び愛知県の主要国道を管理する名四国道事務所から、必要に応じ、直接私の携帯電話に情報が提供されることとなっております。

次に、御質問の３点目、職員の非常招集訓練についてでございますが、早朝においての非常招集訓練を実施したことはありますが、夜間の抜き打ち訓練を実施したことはありません。

近年では、美浜町と各学区での合同防災訓練の開催に合わせて、担当学区及び次年度防災訓練予定学区の職員に対し、職員参集訓練を実施しております。

また、全職員に対しては、メールの受信確認訓練のほか、有事の際における参集手段について、平時から意識づけを行っておりますが、公共交通機関が途絶された場合の参集方法についても各自で考え、行動する実証訓練を検討していきたいと考えております。

次に、御質問の４点目、庁舎等への不審者侵入に対する備えはについてでございますが、防犯上、各施設ごとの詳細は差し控えますが、防犯対策マニュアルの作成、防犯訓練の実施、ネットランチャーやさすまた、防犯カメラ、警察への非常通報装置や警備会社の非常通報サービスの利用を備えております。

役場庁舎は、住民の皆様がお気軽にお越しいただく場所であり、窓口における親切丁寧な対応により、お客様との信頼関係を築くことで事件を防止していきたいと考えております。

次に、小中一貫校開校予定年度の延期についての御質問の１点目、建設場所についてでございますが、小中一貫校の建設場所を日本福祉大学美浜キャンパス内と決定した主な要因は、土地を無償提供していただけること、プール、武道場、文化ホールなどの施設を共用できることに加え、大学と連携することにより、特色ある教育が実践できると考えたからであり、基本計画の内容を精査する必要があると思いますが、開校の目標が２年延びたとしても、方針に変わりはありませんので、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、小中一貫校開校予定年度の延期についての御質問の２点目、土地の無償提供を受ける期間はについてでございますが、日本福祉大学美浜キャンパス内での小中一貫校整備の円滑な推進を図るため、日本福祉大学と本町の間で覚書を締結しております。この覚書は、美浜キャンパス内での小中一貫校の設置の了承、建設用地の無

償貸与など小中一貫校整備に係る基本事項について明記しております。

御質問の期間については、特に定めておらず、今後、大学と期間や契約方法等について継続的に協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、危機管理に対する再質問ですけれども、大きく分けて、自然災害に対する危機管理からさせていただきます。

町内の孤立可能性地域、能登半島地震でも多くの孤立集落は発生してしまいましたが、本町における孤立可能性がある地域の危機管理、これは、もうできているのでしょうか。いかがでしょうか。

○防災課長（三枝利博君）

孤立可能性のある集落としましては、小野浦区を想定しております。これは、美浜町の地域防災計画、これに基づきまして、愛知県に届出をしております。

小野浦区への経路は国道のみということで、当該国道が、南北とも土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているため、大規模地震の際に土砂による国道が使用できなくなる、そういったおそれがあると考えております。そのため、町の孤立対策としましては、小野浦区に対しまして、町との連絡の取れる防災行政無線等を指定避難所となります愛知県美浜自然の家へ常時貸与をしております。

あわせまして、小野浦区の住民が、指定避難所に避難した場合を想定した備蓄品の充実も努めておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

万全の体制で臨んでいただけるようで少し安心をいたしました。ほかの地域でもひょっとしたら孤立してしまうのではないかなと私が思っているところがありますので、順次そちらのほうの対応もよろしくお願いを申し上げます。

情報収集ですけれども、最近では、災害現場を上空より撮影できるドローンを活用している事例も見受けられるようになってきましたが、これ、災害発生時の情報収集ツールとして活用する考えはありませんでしょうか。

知多市が、つい先日9月3日に、災害時のドローンによる活動協力に関する協定を地元の塗装、防水を手がける会社と結んだと、この9月4日の中日新聞朝刊で報道をされております。

町内の機体所有者、これ、おもちゃでは困りますのでハイスペックなものを、この所有者を調査して、災害時に提供をしていただける、このような仕組みをつくる考えはございませんでしょうか。

○防災課長（三枝利博君）

現在、町内でドローンを保有しています方は把握しておりません。また、町内の機体所有者に対しまして協力の要請をすることは、今のところ考えておりません。

ただし、ドローンにつきましては令和5年度、ドローンを運営する民間業者3社、この3社と災害時における小型無線機による情報収集等に関する協定、これを締結しております。この3社は、鈴鹿市、名古屋市、半田市、こちらに位置していますので、土砂災害や河川の氾濫等、限定的な災害の場合には近傍の締結先と、南海トラフ地震のような広域な大規模、こういった災害につきましては鈴鹿市と、業者にそれぞれ要請しまして情報収集を行う計画をしております。

なお、10月6日土曜日、計画しております美浜町と奥田学区の合同防災訓練、ここでは協定締結先の企業によりますドローンの飛行展示を計画しています。お時間がございましたら、ハイスペックなドローンによる利活用について、ぜひ御確認いただけたらと思います。

○10番（荒井勝彦君）

何事にも県下の順位でいうと最下位を争っている美浜町が、知多市に先駆けて、もう既に民間の業者と、こういうふうに提携をしているということを聞いて少し安心をいたしました。

私、この質問に先立って知多南部消防署に出向きまして、消防署ってドローンあるのですかと伺いましたら、実はあるにはあるのですけれども、それほどのものではありません、箱の中に入っていますということを伺いました。それに、ドローンの今、操縦するには、いろいろ試験や何かあって、大体車の免許を取るほどの金額がかかるので、ちょっと余裕がありませんというお答えをいただきました。

町内の業者を把握していないというお答えでしたが、私の知り合いで結構ハイスペックな機体を所有して、国土交通省に届出をしている方もお見えになります。また、そういう方とも本当に地域密着の、私がかねてより唱えております機能別消防団員のような形で協力を願えたらと思います。

それでは、通信手段が断たれた中でも、アマチュア無線というのは、これは、場合によってはその機能を発揮できることがある、このように伺ったことがあります。

ちょっと昭和の遺物のような感じで愛好者も少なくなってきたのかもしれませんが、町内の愛好者を把握して、いざという時のために情報提供をお願いします、このようなお考えはありませんでしょうか。

○防災課長（三枝利博君）

荒井議員おっしゃれるとおり、アマチュア無線は、災害時に有効な情報収集の手段の一つであるということには認識しております。また、町内にも数名のアマチュア無線愛好家がいることは存じております。

災害時には、アマチュア無線愛好家で組織します日本アマチュア無線連盟愛知県支部がありまして、愛知県と災害時における協力等に関する協定を締結しております。愛知県下のアマチュア無線愛好家と愛知県災害対策課が連携しまして、必要に応じて情報伝達を行うようになっていますので、愛知県主導の下でアマチュア無線の利活用がなされると考えております。

美浜町においては、アマチュア無線愛好家で組織するボランティア団体、こちらの情報がなく、協力を依頼する窓口がないため、現状では協力をお願いすることは考えておりません。

ちなみに、防災専門官もアマチュア無線の愛好家でありまして、犬山市のアマチュア無線で組織するボランティア団体の会員となっております。非常時には、アマチュア無線によるボランティア活動を行えるよう犬山市の防災訓練に毎年参加していますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

防災専門官がアマチュア無線の愛好家だということを初めて知りました。でも、犬山市ですか。美浜町にも何名かお見えになると思いますので、その方たちとも一度連携を取っていただきたいと思います。

休日、夜間等に突発的に発生する大きな災害では、職員はいち早く登庁し、住民の生命、財産を守る配備に就いていただかなくてはなりません。町内在住の職員であれば、何らかの方法で駆けつけることができると思いますが、町外から本町に通勤をされている職員は、交通手段が断たれたときには、そんなわけにはいかない場合もあるでしょう。

現在、美浜町の職員の居住地は、町内、町外それぞれで、何名で何%になるでしょうか、お答えをお願いします。

○総務課長（大松知彰君）

職員の町内、町外在住の割合ですけれども、全職員202名のうち町内在住者は6割の120名となっております。
また、町外在住職員のほとんど、94%が知多半島内に居住している状況であります。

○10番（荒井勝彦君）

60%が町内にお住まいだということ。

災害発生時、本当に夜間や何かの場合に、激甚災害の場合ははってでも出てきてくれんかと、このように私は思っております。そして、いち早く住民の生命、財産を守るべく活動をしていただきたいと思います。町外にお住まいの方に対して、どうのこうの言う立場ではございませんが、町内に住んでいただけるとありがたいかと、私は個人的に思っております。

それでは、不審者に対する危機管理に移らせていただきます。

これ、どうでしょうか、不審者の侵入に対する訓練というのは、恐らく、さきの高浜市役所の事件を受けてやっていると思います。いろいろところで報道もされておりますが、美浜町においてはいかがでしょうか。

○総務課長（大松知彰君）

不審者に対応する訓練の実施状況でございますけれども、現在、接遇ですとか、いざというときのための対応策を各部署ごとに検討しております。

7月の近隣市の事件を受けて、最近、知多半島内で対応訓練を行った幾つかの市がありますが、美浜町と比較すると、本町はそういった市に比べて、職員数が圧倒的に少ないという現状があります。市と同じような防御体制を瞬時に取ることが可能かどうか、現実的にシミュレーションする必要があると考えております。その上で、市と同じような訓練が必要であれば実施する予定ですので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

本当にしっかりと訓練は、いざというときのために積んでいただきたいですが、今、課長から、建物の構造に対して云々という御答弁いただきましたが、これをこの場で言っていないか分かりませんが、言いますけれども、仮に、美浜町の場合は1階に住民課、福祉課が並んでおりますが、この入り口で、高浜や京都アニメーションのように可燃性の液体をまかれ、火をつけられた場合、それから奥の職員、お客様、逃げる道がありません。共同住宅、ホテル、マンション等々では2方向避難、こっちが駄目ならこっちへも逃げられるように建築基準法上でいろいろそういう決まりもありますが、これはどうでしょうか。何か対策を考えておりますでしょうか。2方向避難ができるような対策を考えていますでしょうか。

○地域戦略課長（下村充功君）

2方向避難についてですけれども、荒井議員がおっしゃられたとおり、住民課の窓口で起きた際には、庁舎の建築年が古いこともありまして、現実的には、2方向避難が無理ということは私どもも存じ上げております。

そのため、今、先ほど総務課長もお話ししたように、高浜の事件後、各課等でそういったトラブルがあった際の安全確保について課題を抽出しまして、また、対応策等について全庁的に検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

そうしている間に、あした不審者が来るかもしれませんので、早急に英知を振り絞って対応を検討していただきたいと思います。

それでは、残り時間をいただきまして、小中一貫校関係のほうで質問をさせていただきます。

去る8月30日に、南知多町は2028年度に開校を予定しておりました南知多中学校の新校舎建設を断念した、こ

のように発表をいたしました。建設費が約1.5倍弱になることが見込まれ、今以上に財政状況の悪化が懸念されるためでございます。

本町で、本年度当初予算に計上されておりました小中一貫校整備基本計画設計業務委託料1億9,365万5,000円を見直して、基本計画のみ、基本設計を除外した金額1,985万円で委託したことは、サンクコスト効果を少しでも抑えたいとの心理が働いたのではありませんか。

新たに開校目標とした令和12年度には、奥田小と布土小で新入児童がそれぞれ4人になってしまう、これだけは絶対に避けたい、このように町長はおっしゃいました。

再度伺います。建設場所を含めた計画に揺るぎはありませんね。いかがですか。

○町長（八谷充則君）

今の御質問ですが、建設場所に揺るぎはございませんかという確認でよろしかったでしょうか。

小中一貫校として建設する場所として考えているのは、日本福祉大学の敷地の中ということに変わりはありません。

○10番（荒井勝彦君）

それだけで結構です。揺るぎはないということをここで確認をさせていただきました。日本福祉大学のキャンパス内、本当にいろいろなメリットがあると私も思っております。

それでは、土地の無償提供関係について再度お尋ねをいたします。

町長より、日本福祉大学と本町の間で覚書を締結していますが、土地の無償提供の期間については、特に定めていない、このように御答弁をいただきました。私が壇上で、この期間について永年ですか、このように、わざわざお伺いしたのは、美浜緑苑の集中浄化槽の維持管理を名鉄が永年行くと覚書に明記してあるにもかかわらず、ほごにされたことによるものでございます。

日本福祉大学と本町は、1983年の美浜キャンパス開設以来、41年の長きにわたり、お互いになくてはならない強力なパートナーとして、その歴史を刻んでまいりました。今後も共存共栄していく間柄と信じております。土地の無償提供の期間だけに限らず継続的に協議を進め、その内容については、議会にきちんと丁寧に報告をしていただきたいと思います。よろしいですか。御決意をお願いいたします。

○副町長（杉本康寿君）

借地期間でございます。

小中学校を日本福祉大学のキャンパス内に建設するということは、少なくとも50年以上、長きにわたり借地をすることとなります。そのため、大学とは覚書に基づき、今後とも十分に連携し、協議を重ねてまいります。その後、協議内容につきまして、決定したことにつきましては、議会に何らかの形で報告を申し上げたいと思っております。これは、あくまでも美浜町の子供たちが、よりよい教育環境整備を目指しておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

○10番（荒井勝彦君）

今後も、きちんと協議を重ねていただくのは当たり前の話ですけれども、無償で提供していただく土地、ほかの施設、立派なプールはありますし、体育館等もございますので、これは、当然使用料を美浜町から福祉大学にお支払いをして使わせていただく、これは当たり前のことだと思います。これは、町民の方も十分御理解をいただいていると私は思っております。

ただ、敷地等に関しましては、私はどうも引かかるのが、緑苑の集中浄化槽を、永年、名鉄が維持管理するの、新しくするから美浜町にあげます、あとは美浜町で頼みますよということにうんとうなずいた、これが非

常に引っかかっております。

私が言ったんじゃないですけども、ある人が、荒井さん、そんなもの、ひょっとしたら福祉大学が、今、社会福祉学部が、将来、東海キャンパスに移転しますが、ひょっとしてほかの学部に行っちゃうんじゃないですか。このようにおっしゃる方もお見えになりました。そうすると、そこでいつまでも美浜町が、小中一貫校を建設したがために、その土地に対して無償で提供していただけるのでしょうか。このようにおっしゃる方もお見えになりました。確実に無償提供していただけるのでしょうか。

南部小学校をある企業に無償提供したように、そうしたほうがウィン・ウィンの関係になるのかなと思います。が、どうでしょうか。

○町長（八谷充則君）

永年かということでございますけれども、恐らく民法上の規定でいきますと、使用貸借権ですね、無償というのは。無償で貸与するもので、永年ということはないと思います。

それよりも、議員が御指摘のように、先ほど副町長も答弁いたしました、ここに小中学校を造るということは、50年、60年あるいは100年にわたって、そこに学校を構えるということでございますので、議員のおっしゃるような懸念がないことを私も信じておりますけれども、万一そのような事態に陥ったときにも、第三者に対して土地の所有権あるいは利用権というものを対抗できるような権利を持つ必要があると考えております。

したがって、無償、いわゆる使用貸借権が、そこまでの権限がないということであれば、地上権でありますとかいろいろなこと、あるいは有償において借りるということも含めて検討してまいりたいということで、さきの答弁において、今後協議をしていくと答弁しておりますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

先ほど来、私が申し上げているように、ウィン・ウィンの関係で、今後も日本福祉大学と美浜町は、共存共栄をしていくように、執行部の方も努力をしていただきたいと思います。これ以上は申し上げませんので、どうかしっかりと検討していただきたいと思います。

質問は以上でございますが、あと9分ほどございますので、南海トラフの地震臨時情報、巨大地震注意、これが制度制定後初めて発表されたことを受けて、本町でも夜通し職員が不測の事態に備えて庁舎内に詰めていただいたことに対しては、町民の一人として厚く御礼を申し上げます。本当に御苦労さまでした。今後も滅私奉公の気概を持って職務を遂行していただきたいと思います。

不審者に対応することですけども、接遇などで、それにより不測の事態に陥らないようにすることは非常に重要で、中庸をいくことも重要でしょうが、昨今では、過激な行動に出る者も残念ながら見られるようでございます。大変難しい判断だとは思いますが、対応する職員、お客様、学校などでは、児童生徒に対して危害を加えられてはなりません。職員一人一人が常に考え行動できるよう訓練を重ねていただきたいと思います。

最後になりますが、小中一貫校の開校の延期は、町民の皆さんが、とりわけ未来を担う子供たちによりよい着地点を見いだすための期間だと、私は捉えることといたします。私が常日頃から唱えている2万1,000の乗客を乗せた美浜丸は、高性能の羅針盤を操る船長、八谷町長が、はるか未来の理想郷の目的地まで安全に航海をしていただかなければなりません。ここ数年の決断が、100年先の美浜を創造するでしょう。船長の手腕に期待をいたしまして、今回の質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席に戻ってください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時ちょうどとします。

〔午前9時46分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 野田謙弥議員の質問を許可します。野田謙弥議員、質問してください。

〔6番 野田謙弥君 登席〕

○6番（野田謙弥君）

皆さん、おはようございます。新風みはま、6番 野田謙弥でございます。

初めに、今年の夏は史上まれに見る猛暑に見舞われました。その中で、消滅の可能性がある自治体という汚名を挽回するために、日々奮闘していただいている町長をはじめ、町職員の方々、本当に御苦労さまです。私たち住民一人一人も、衰退していく町をただ漫然と見ているのではなく、積極的に美浜町の魅力を保ち、新たに生み出し、広く発信することで、持続可能な選ばれる町を目指していくことが大切だと考えます。

さて、8月10日中日新聞に、美浜町は小中一貫校の開校を2年延期するという記事が掲載されました。そして、8月11日の町政報告会で、開校を延期する理由について、町は、本年度基本計画を策定していく中で、資材や人件費の高騰の懸念が強まり、総事業費の概算を改めて試算する必要があると出てきたほか、建設業界の働き方改革などに伴って工期が長引くと想定され、開校を延期せざるを得ないと判断したという説明がなされました。

小中一貫校整備事業は、町の将来を担う子供たちを育てる重要な事業であると同時に、消滅の可能性がある美浜町が、持続可能な選ばれる町になるための重要な役割を担っていると考えます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました通告書に基づいて、小中一貫校整備事業について質問させていただきます。

1点目、小中一貫校基本計画が策定される中で、総事業費の増加、県道の整備の遅れなどで、令和12年度開校予定がさらに遅れる場合、校舎建設地を再考、再調査する考えはありますか。

令和10年度に小中一貫校を開校するには、日本福祉大学キャンパス内に設置するのが財政的にもベストであるとの町当局の見立てだったと思います。ところが、開校予定が2年延びたことにより、現在の各学校の開校年次も延び、地域の予定や学校の教職員の人事にも大きな影響を与えています。

今後、基本計画策定の段階で令和12年度開校がさらに延びるような場合、校舎建設地を再考、再調査するお考えはありますか。

2点目、町の掲げている学校施設の課題である、児童生徒数の減少に伴う学校小規模化と町の財政不足を改善する手段として、小中一貫校開校に向けての段階的な措置としての学校統廃合を実施する考えはありますか。

令和10年度に小中一貫校を開校するという約束で、河和南部小学校は既に統合されました。学校を1つ減らすことによる経済効果は大きく、少しでも早く学校統廃合を進めて財政不足を補うというのが重要なミッションでもあったはずです。

また、統廃合の予定が2年先延ばしになった間、小規模化はますます進み、河和小学校以外の町内の小学校は、1学年十数人、場合によっては1桁の児童数で推移していくことになります。学校施設の喫緊の課題を改善する手段として、小中一貫校開校に向けての段階的な措置としての学校統廃合を実施する考えはありますか。

3点目です。小中一貫校開校におけるスクールバスの運用をどのように図っていきますか。

私は、本年3月議会において、スクールバスの日本福祉大学敷地内への安心・安全な運行が必要絶対条件だと申し上げました。町執行部の答弁では、検討部会を設置して、バスの大きさ、道路事情、運行経路などを検討するというお答えでしたが、約6か月、半年たった今現在、どこまで検討されていますか。

4点目です。小中一貫校の校舎は、地域との関係をどのように図っていきますか、御説明願います。

小中一貫校の根幹をなす地域学校協働本部が絵に描いた餅にならないためには、ハード面、ソフト面、両面で地域に開かれた校舎が必要だと思います。果たして、新しくできる校舎は地域のお年寄りからボランティア、学校応援団が自由に出入りして、児童生徒と共に活動したり、時には憩うことのできる校舎になるのでしょうか。

5点目です。日本福祉大学との施設の共用については、どの程度話し合いが進んでいますか。具体例を挙げて御説明ください。

既存の施設を共用するときに、特に留意していただきたいのは、小学校1、2年生の子供にとって安心・安全に学習したり、生活することのできる施設、環境であってほしいということです。小中一貫校は、共用しようとしている施設は大学生が使用している施設なので、幼児から小学校低学年の子供の発達段階を考慮した設計にはなっていません。その点は十分留意していただきたいと思います。

以上で、壇上からの通告書に基づく質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

野田謙弥議員の御質問にお答えいたします。

私からは、小中一貫校整備事業についての校舎建設地の再考・再調査について及び段階的な措置としての学校統廃合についての御質問についてお答えし、スクールバスの運用について、校舎の立地と地域との関係は及び日本福祉大学との施設の供用については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、小中一貫校整備事業についての御質問の1点目、校舎建設地の再考・再調査についてでございますが、再延長となった場合、基本計画の結果を精査する必要がありますが、小中一貫校の建設予定地を変更する場合、土地に係る法規制解除、用地購入、土地の造成、道路や排水路建設等の課題が新たに発生してまいります。

また、日本福祉大学、付属高校との連携についても考慮する必要があるため、現時点においては、新たな候補地の選考は考えておりません。

次に、御質問の2点目、段階的な措置としての学校統廃合についてでございますが、本年度、策定を業務委託している小中一貫校基本計画において示される概算事業費が実施不可能な額となった場合、令和12年度とした小中一貫校の建設目標年度を延期せざるを得なくなります。

一方で、令和5年度に生まれた子供の数が2小学校区において4名であり、その先、複式学級となる可能性も考慮する必要があります。

現状において、小中一貫校の建設を最優先にしていく方針に変わりはありませんが、実施が困難であれば、段階的な措置としての東西の小学校それぞれ1校に統合していくことも選択肢の一つと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、小中一貫校整備事業についての御質問の3点目、スクールバスの運用についてでございますが、教育委

員会だけではなく、道路担当や交通担当など含めた庁内検討部会での検討や、保護者や学校などの意見も伺いながら検討していく必要があると考えております。

児童生徒の安全・安心な登下校は、大変重要な課題であると認識しておりますので、スクールバスに限らず、安全に通学できる方法を、徒歩、自転車、鉄道など、あらゆる交通手段の中で検討してまいります。

次に、御質問の4点目、校舎の立地と地域の関係はについてでございますが、学校教育は地域との連携なしでは成り立ちません。地域の皆さんの力をお借りする、また、地域の教育力を生かす仕組みである地域学校協働本部を設置したいと考えております。

地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、地域学校協働活動を推進する体制として、地域と学校をコーディネートし、多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動を継続的に行っていくものであります。新しくできる学校の中に設置し、地域全体で子供たちの学びと成長を支える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、日本福祉大学との施設の共用はについてでございますが、学校施設の利用については、プール、武道場、文化ホールは共用利用が可能であると確認しております。その他大学施設についても、共用の可能性の有無を検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○6番（野田謙弥君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、段階的な措置としての統廃合について、本年度策定する基本計画において示される概算事業費が実施不可能な額となった場合、令和12年度とした小中一貫校の建設目標年度を再度延期せざるを得ないため、段階的な措置として、東西の小学校をそれぞれ1校に統合していくことも選択肢の一つであるとの答弁だったと思いますが、開校年度の延期は、地域や保護者、教職員に多大な負担をかけます。何より一番影響を受けるのは子供たちです。令和12年度になると、さらに少子化が進み、1学年5人未満の児童数の小学校が出現し、国や県から複式学級へ移行するよう指導が入るのではないのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

令和12年度になると、複式学級に移行するように県から指導が入るのではという御質問でございました。

複式学級といいますのは、1年生、通常今35人学級になっておりますが、ある程度人数が減ってしまうと、1、2年生で1クラス、3、4年生で1クラスというように、複数の学年が1つの学年を構成するというのが複式学級になります。

令和5年度、昨年度生まれた出生数、これを推移してまいりますと、令和12年度時点では、現在のところ、複式学級になる学校は、美浜町内には存在しないということが推計で分かります。

しかしながら、その後、今年度生まれた子供の数、また、それ以降どんどん人口減少が加速していくと、複式学級の出現も考えられますので、しっかりと学校再編を進めていく必要があると私たちは考えています。

○6番（野田謙弥君）

仮に、令和12年度、小学校を東西1校ずつに統合しても、何年後かには小中一貫校に統合するということは、該当の学校にとって、学校の営みを閉じる行為を2度も実施することになります。地域や学校職員の負担は計り知れません。

また、該当の学校の児童生徒の保護者の心のケアも必要です。

先ほどの町長の答弁で、選択肢の一つであるとはありますが、そう簡単にやれることじゃないと思うので、段階的な措置としての統廃合も慎重に実施していただきたいと思います。

続きまして、スクールバスの運用について再質問します。

答弁にあった庁内検討部会は開かれているのでしょうか。開かれているとしたら、検討はどこまで進展していますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編、これにつきましては、私たち教育委員会で中心になって進めておりますが、スクールバスの検討につきましては、私たちだけではなくて庁内の複数の課、具体的には先ほど教育部長が申しあげました道路担当ですとか交通安全の担当、あと、町内の巡回バスを運用しておる担当課のほうの職員も入った会議を開催しております。

開校年次を想定しました児童生徒の居住地別ではどうか、学校別ではどうか、また学年別ではどうかという人数の確認をしております。また、スクールバスを含めました交通手段の整理、具体的には、先ほど教育部長が申しあげた、徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関であります鉄道を含めた整理、どういう運行ができるであろうかという検討、それから、当然時間ですね、それが自宅から学校までどれぐらいかかるかという時間、費用、補助金の活用の検討、あと、やはりバスを何台保有するかというバスの台数、あと、ドライバー確保がしっかりできるかどうか、これにつきましては、私たち役所の人間が考えるだけではなくて、民間のバス会社ですとか、実際に他府県で運行している民間の会社、これらを一緒にヒアリングなどをして調査研究を進めております。

○6番（野田謙弥君）

スクールバスの運用については多くの課題があります。

令和12年度の東部地区の児童生徒の概数は700です。この児童生徒を電車で通学させることは、まだ、町民や保護者の合意を得ていません。東部の中学生を自転車通学させるには、道路事情、運転技術、不審者対応などから、あまりに危険です。スクールバスの運用を主な手段として、まず、25人乗り程度のマイクロバスが1日延べ30台は必要です。そして、そのバスが登下校のピーク時に頻繁に行き交う県道の整備が必要になってきます。

また、スクールバスの出入口について、マイクロバスを建設予定地の南の農道を経由して通すためには、県道の拡幅工事など、数多くの段階を踏まなくてはなりません。マイクロバスがピストンする時間帯は、大学構内を一方通行にして安全性を確保すべきだと思います。周辺道路の整備や各地区のバス停の位置、バスの待機場所、運転手の確保など、これらはもう教育委員会だけではなく、総務部、産業建設部一丸となって、全力を挙げて取り組む課題だと思います。

次に、小中一貫校の校舎の立地と地域との関係について再質問します。

地域学校協働本部に常駐するコーディネーターやボランティアの人材確保は進んでいますか。また、学校内にきちんと業務を推進する場所と仕組みを位置づける計画になっていますか。お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

地域学校協働本部について、今、2つ質問をいただいたと思っています。

まず、コーディネーターやボランティアの人材確保は進んでいるかということと、しっかりそういった場所があるのかというようなこと、仕組みがあるのかということだったと思います。

地域学校協働本部の人材、これは、教員だけではとてもできることではありませんので、そういったコーディネーターが新たに必要だと私たちは考えています。そういった協働本部の人材を含めた検討、これ新たな仕組みづくりになりますので、これからの作業であると考えております。今現在、国が、文科省のほうも、この協働本

部の設置について、やっぱり地域と学校という関係性を新たに見直ししておりまして、他府県また県内においても進めておりますので、私たちの美浜町の新たな学校に合った地域学校協働本部、この仕組みづくりにこれから着手していきたいと考えています。

それから、大学の敷地内に本部が設置できるのかという御質問でございました。

地域と連携した学校づくり、それから学校を核とした地域づくり、これは非常に大事なことだと考えています。この新しい学校づくりと併せて新たな仕組みづくり、これも構築していきたいと、これも今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○6番（野田謙弥君）

地域学校協働本部が絵に描いた餅にならないためには、地域に開かれた校舎でなくてはなりません。ぜひ、答弁にもありましたように、新しくできる校舎の中に常駐するコーディネーターを配備していただきたい。そして、ハード面、ソフト面の両面で地域のお年寄りからボランティア、学校応援団が自由に出入りをして、憩うことのできる校舎にしてほしいと思います。

次に、大学との施設の共用についてですが、プールと武道場、文化ホールは共用利用が可能という答弁でしたが、その他の大学施設について、共用の可能性のあるものはありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今回、小中一貫校、大学美浜キャンパス内に設置する1つのメリットとしまして、効果的な教育ができる、また、大学が既に持っている非常に利活用できる施設がたくさんあるということが上げられると思います。

現在、大学とは2つの協議組織を設けておりまして、私たちと大学の担当の方と協議する会議体を持っております。1つは、施設整備に係る協議体、ハードの整備の協議体でございます。もう一つは、教育に関する協議体、この2つの協議組織を構成しまして、定期的に協議を進めております。

学校施設を利活用することによって教育効果が向上する、また、地域と学生と連携が活性化するような活用、それを含めて双方、行政と大学側としっかりと意見交換をして検討しております。

最初の御質問の中に、大学というのは、学生さんとか大人が使うというようなことがありました。日本福祉大学は福祉大学でございまして、プールも大小のプールがあって、小さいプールは可動式で床面が小さいお子さんでも、例えば1年生の子でも利用しやすいように、すごく浅くなったりする活用ができるようになっています。そういった活用を試行しながら、しっかりとどういった施設が小中学校の子供たちに利用できるかということを検討しているところでございます。

今申し上げたプール、武道場、それから文化ホール以外の具体的な検討は、今、本当にまさにやっているところでございまして、例えば、具体的に言うと、大学にある7号館とか8号館とかいう建物があるのですが、そういった施設のどういうところが活用できるのかということを、具体的に、今詰めているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○6番（野田謙弥君）

共用の可能性について追求していく、それすごく大事だと思います。その一方で、特別教室については、自前の本校舎の設計に、できる限り組み入れていただきたいと思います。その理由は、本日、私が壇上での質問で述べたとおりです。

最後に、町長に申し上げます。

衰退していく美浜町を救うために、そして、町の未来を担う子供たちを育むために、小中一貫校整備事業に着手したのではないのでしょうか。大学との連携や陸上競技場の利活用を考え、日本福祉大学敷地内に建設するのが

財政的にもベストであるため、建設地を決定したのではないですか。様々な事情で令和10年度開校を令和12年度に延期することになったと思いますが、町民は大変混乱し、不安を募らせています。

今後、小中一貫校整備基本計画が策定される中で、町長自らが事業の進捗状況をしっかり把握して、町民の不安を少しでも和らげるように丁寧な説明をお願いしたいと思います。

令和12年度に小中一貫校を開校するという町長の確固たる意思の下、町職員は全力で課題に取り組み、議会は、議決機関として町民の民意を的確に捉え、町政に反映させることで町民の負託に応えなくてはなりません。どうかその点よろしくお願いします。

以上で、私からの再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

野田議員、最後のは質問ではないですね。

○6番（野田謙弥君）

ないです。提言です。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席に戻ってください。

〔6番 野田謙弥君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時40分とします。

〔午前10時28分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。チャレンジM I H A M A所属、11番 大岩靖、壇上より議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私は3月、6月、2回の定例会におきまして、学校再編計画について質問させていただきました。そのたびにいろいろな質問したんですが、なかなか自分の頭の中で美浜町の新しい小中一貫校というのが描けませんでした。

3月の定例会に、皆様も御存じだと思いますが、議場のモニターに大学の敷地内、一体どこなんだということで、初めてモニターに、大学敷地内のここに小中一貫校を建設予定だという地図を出させていただきました。その3月の定例会の質問の中で、ここで決定ということで私はモニターのそこに映したというのを理解しました。ただ答弁の中で、最終的にまだ分筆の件とか決定していない部分もありますというのもありました。

我々議員は、今日も傍聴に多くの町民の方が見えていますが、最終決定のことしか町民の方々に報告はできません。

今回私は、皆様も、先ほど同僚議員も何度も言っていますが、開校年度の延期ということにつきまして、壇上より質問させていただきます。

1、美浜町学校再編の今後の進め方について。

新聞発表及び町政報告会で美浜町小中一貫校開校延期が発表されましたが、私が以前の定例会の一般質問の中

で、本年度3月23日までに策定する基本計画で出された概算費用によって、町民に対する行政サービスが著しく低下することが予想される場合は、再編計画の見直しも検討しますと答弁されました。しかしながら、概算費用が出る前に早々2年の開校延期を発表され、多くの町民も我々議員も大変驚き、困惑しています。

そこで、少しでも町民、我々議員も理解できるよう以下のとおり質問いたします。

(1) 美浜町小中一貫校開校延期について。

先月、8月8日、美浜町議会への執行部からの説明では、開校年度は令和10年を目標としていたが、未定と説明を受け、8月11日の町政報告会では、令和12年を目標とすると説明がされました。変更理由はあまりにも素人的な今さら感が拭えず、予算決議、事業監視する本議会は著しく信頼を失うものと懸念いたします。

さらに町政報告会において、令和12年も目標といまだに言っており、今年度の基本計画で検討、判断することとなっている現状は、町民、関係機関に対して不誠実ではないかと思います。

結果的に何も成果を出さないまま、時間と経費だけが費やされます。この責任をどのように考えているか説明してください。

(2) 小中一貫校基本計画について。

以前、一般質問の中で、基本計画を基に、国、愛知県、日本福祉大学との協議を進めていくと答弁されていますが、開校延期及び令和12年を開校目標とした曖昧な計画のまま協議していくのですか。

大きな2番、運動公園N T C（ナショナルトレーニングセンター）申請の進捗状況をお聞きいたします。

以前、同僚議員の一般質問でN T C（ナショナルトレーニングセンター）の申請に前向きな考えを示していましたが、来年の年明けには申請する予定になるかと思われます。他市町の事例からも事前のロビー活動が重要と聞いておりますが、現状どのようなロビー活動を進めているか説明してください。

大きな3番、河和南部地区養鶏場臭気対策の進捗状況をお聞きいたします。

町民の多くから臭気に対しての改善がなかなか見えてこないとよく耳にします。以前より臭気がひどくなっているのは、美浜町としてどのような対応をしているのかとよく聞かれますので、以下のとおりの質問をいたします。

(1) 臭気モニタリングについて。

令和6年2月1日より、河和南部地区から河和台までの美浜町東側11か所において、養鶏場臭気に関するモニタリングが実施されています。半年過ぎましたが、モニタリングの成果について伺います。

(2) 今年度の知多南部地区養鶏対策協議会についてお聞きいたします。

毎年、河和南部地区養鶏場臭気対策について協議し、改善策を進めていると思われますが、今年度はいつ開催しますか。また、前回協議した改善策は進んでいますかをお聞きいたします。

以上で、壇上からの質問は終わります。皆さんに分かりやすく簡明な答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（大岩靖美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

大岩靖議員の御質問にお答えします。

私からは、美浜町学校再編の今後の進め方及び河和南部地区養鶏場臭気対策の進捗状況はの御質問についてお答えし、運動公園N T C（ナショナルトレーニングセンター）申請の進捗状況はについては、教育部長より答弁

申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、美浜町学校再編の今後の進め方の１点目、美浜町小中一貫校開校延期についてでございますが、小中一貫校の建設は、本町の将来を左右する非常に重要な問題であり、町長就任以来、職員と共にその時点における最善の策を進めてきたと考えております。

まず、令和10年に整備する方針が決定していた小中一貫校の建設計画について、住民説明会をはじめとする各種会合において説明をいたしました。そして次に、建設場所の検討に着手し、様々な要因により日本福祉大学のキャンパス内に建設する方針を決定し、説明会を開催いたしました。また、これと並行してワークショップの開催、整備に係る基本構想策定など、ソフトの検討も進めてまいりました。

結果的に何も出さないまま、期間だけ、時間だけが費やされる、この責任をどう考えているかとの質問ですが、しっかり決めることは決め、検討すべきことは検討しており、御指摘には当たらないと考えております。もちろんスクールバスなど、まだまだ検討すべき事項は残されており、一番大きな課題は財政面であります。円安による資材価格の高騰、建設・建築業界の働き方改革等による人件費の向上や工期の長期化など、ここ一、二年だけでも情勢は変化しており、本年度１億9,300万円をかけて基本設計までを実施した結果として、実施困難な事業費が算出されることへの懸念から、多額の経費をかけることなく、最小限の経費で概算事業費の算出、法的問題の洗い出し等を実施することに方針を変更いたしました。

減り続ける児童生徒と老朽化する校舎の問題はもちろん対処しなければならない重要な課題ではありますが、将来的に返済が困難な事業費となり、結果として住民サービスが停滞する、町財政の健全化が損なわれるといったことは避けなければならないからであります。

当初予算の説明とは異なり、一部の執行にとどまることになりましたが、皆様からお預かりした貴重な税金を有効に執行するための変更であり、このことにより当初予算を認めた議会の信頼が失われるとは考えておりません。概算事業費、法的問題などの諸条件が明らかでない以上、建設時期は目標であり、それはこれまでと変わりはありません。

これまでも最短で令和10年の整備を目指す、令和10年度を目途にと誠実に説明してまいりました。変更理由が素人的で、今さら感が拭えないとの御指摘ですが、決して素人的でも、今さらでもなく、専門家の意見も踏まえ、延期が避けられないことが明らかとなった早い時期に皆様にお知らせをさせていただいたものであります。

議員には、変更の理由を御理解いただき、住民の皆様にお伝えいただきたい。その上で町執行部に住民の声を届けていただくようお願いいたします。

次に、御質問の２点目、小中一貫校基本計画についてでございますが、開校時期にかかわらず、日本福祉大学キャンパス敷地内に日本福祉大学及び日本福祉大学付属高校との連携を図ることにより、魅力と特色ある小中一貫校の建設を目指す方針に変わりはなく、必要な協議を進めてまいります。

次に、河和南部地区養鶏場臭気対策の進捗状況はの御質問の１点目、臭気モニタリングについてでございますが、当初は３エリア11地点から開始しましたが、現在は４エリア15地点においてモニタリング調査を実施しており、調査員が臭いを感じた場合に、３段階の臭気強度の評価により、通話アプリLINEを活用して報告いただいております。

令和６年２月の調査開始から７か月で364件の報告があり、日時、エリアの分類による集計のほか、天気、平均風速、最多風向のデータを含めて記録をし、集計データを知多南部地区養鶏対策協議会へ報告しております。

７か月間の集計データを見ますと、月別であれば６月、平均風速であれば秒速２メートルほどの比較的弱いと

きに、養鶏場に隣接する2つのエリアにおいて報告が多い傾向にあります。天気や風向について大きな特徴は見られませんでした。このため、原因や対応策の効果の分析にはもう少し長期間のデータによる検証が必要と考えております。

今後はこれらの傾向を踏まえた臭気測定や報告数に応じた現地調査の実施とともに、年間を通じた傾向や原因の分析、対応策の効果の検証、改善対策への検討材料として集計データを活用してまいります。

次に、御質問の2点目、今年度の知多南部地区養鶏対策協議会についてでございますが、当協議会は毎年定例会を開催し、臭気をはじめとして騒音、水質及びハエ対策等の状況と、その対応策について協議をしており、今年度は既に第1回目を去る4月22日に、河和南部学区3区長、近隣の海産物小売事業者及び県の関係機関を交え、開催しております。

なお、前回の協議において養鶏業者から示された改善策につきましては、実施されたことを確認しておりますが、効果不十分であると考えており、さらなる改善策について指導、協議をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、運動公園N T C（ナショナルトレーニングセンター）の申請の進捗状況はでございますが、現時点では、パラリンピック競技のナショナルトレーニングセンターの指定を受けるための公募は行われておりませんが、公募が行われた場合に迅速に対応できるよう、過去の募集内容を参考にしながら、申込みに当たっての諸条件について調査研究を進めております。

なお、6月30日に開催したオープニングセレモニー・イベントには、大村愛知県知事をはじめ国会議員、さらには日本パラ陸上競技連盟会長の増田明美さんにお越しいただき、本町の進めるスポーツを核としたまちづくりを紹介できたことがロビー活動の一つだと考えております。

また、今後におきましては、必要に応じてロビー活動を実施していきたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問ありますか。

○11番（大岩 靖君）

それでは、再質問させていただきます。

私が壇上で今さら感が拭えない、これはなぜそんなことを聞いたかといいますと、昨年度、町長が年末に大学の敷地内に小中一貫校を建設するという発表をされました。発表された時点、既に建設物価調査会のほうで見ましたら、町長が昨年度ずっと説明会で説明されていた瀬戸のにじの丘学園をある程度基本に発表されておりました。建設費用が60億円ということで発表されていたんですが、そのにじの丘学園は、2017年からの3年間、2020年で建設ができております。その指数を100とすると、既に年末、町長が発表された時点では、建設物価指数は1.3倍になっております。当然、物資の高騰というのは、その時点では円安も含めまして高騰していくというのが見えているはずだと思っていますので、今さら感が拭えないということを言わせていただきました。

特に町長も言われるように、今回のこの学校再編計画というのは、美浜町にとって今までで最大の事業だと思っております。私も3月、6月、2回もずっとこの質問させていただきました。その都度、協議をしています、今こういう状態ですとは言ってはいただけるんですが、具体的な内容が本当に我々には伝わってこない。ですから、今回こういう質問を私はさせていただきます。

以前、私たち議員は、運動公園事業のときに、町単独事業のため運動公園はまだ国とのお金のやり取り、それ

で済むかもしれない、返済で、ただ今回は、町長がおっしゃるように相手、つまり大学があることだからという、しょっちゅうそれを私も耳にしております。相手があるからこそ、この事業は協議というのが本当に大事だと思います。

再質問でちょっと一つお聞きしたいんですが、この学校の、先ほど同僚議員の答弁の中でもありましたが、まず学校の敷地内に決定したというのを、美浜町内で三、四か所の候補地の中から決定したというのは今までも聞いておりますが、大学の敷地内に小中一貫校をとというのは、これは行政側から大学の敷地内どうですかという声をかけたのか、それとも大学側から提案していたのですか、それをまずお聞きしたいんですが。

○町長（八谷充則君）

大学の敷地内に建設することに至った経緯については、これまでも御説明しているかと思いますが、当初、大学のほうも美浜町の小中一貫校、非常に興味を持たれ、そして一緒にやっていきたいという御意向を確認しておりました。その中において、当然、敷地の取得あるいは整備ということが大きな課題になってくるということは分かっておりましたので、例えば大学の敷地の中に土地を提供していただけるというようなことは可能でしょうかということとは申し上げた、それが最初であると考えております。

○11番（大岩 靖君）

今の町長の答弁ですと、あくまでも大学がじゃなくて行政サイド、美浜町から提案させていただいたという捉え方でよろしいですね。

それでは、そうであるなら余計もっと、先ほどのずっと答弁の中でもそうですが、この覚書、今年の2月14日に覚書を交わしたわけですが、この覚書にも照らし合わせたように、もっと綿密に協議をした内容をきちっと決めていただきたい。我々にはどうしても覚書に伝わるように協議している内容がなかなか伝わってこない。

私が今回またこういう質問させていただくのは、今まで基本構想から基本計画、今やっていますよね、基本構想のうちにやらなければならないことが、なぜそのときになかなか報告していただけなかったのかなという思いで今質問させていただいております。つまり、令和10年開校予定としていた割には、具体的な準備、例えば開発許可申請地の確認とか、敷地面積によって砂防法により調整池の必要性だとか、また、通学区域の接道条件とか、そういうのが本来であれば基本構想の中でやっていただけるものだと思って、今年度、事業費として1億9,365万円予算に我々議員は、多数の議員がそれに認めて手を挙げております。この1億9,365万円の中には、基本計画、土木設計を含む基本設計業務、測量業務、土地履歴調査、地質調査なんかも含んでおります。それも含めて、これは私、個人的には、基本構想の中である程度事前に下調べしてあるものだと思っておりました。この基本構想の段階でやらなければならないことが、私としては準備不足じゃなかったかと思いますが、その点はどのように考えていますか。

○町長（八谷充則君）

まず、議員、基本構想というものを勘違いされていると思いますが、基本構想においてそのような地質調査をするという説明はしておりません。基本構想においては、どのような方針で、どういった学校をつくっていくかということをワークショップを通じてつくっていくというそれが基本構想で、先日も皆様方に御紹介したものでありまして、いわゆる地質調査ですとか、法的なことを調べていくためには、当然今回の1億9,000万円からの費用が必要になってまいります。基本構想の策定においては、そうした費用は計上しておりませんので。

当然相手のあることとこれまでも言っております。覚書を結ぶまで私どもは調査に入ることができませんし、公表することもできません。そうした条件の中で今回このタイミングで基本計画、そして基本設計をしていく、その中で地質調査をしていくということを進めてきたということでございますので、よろしくお願いします。

○ 11 番（大岩 靖君）

町長、今おっしゃったようなことは分かります。調査費用、費用面では確かにそういう中ですが、例えば大学の敷地内に決定した、ここに建てるんだといった場合は、ある程度自分たちでも調べるじゃないですか、法的な許可を、そのことを私は今聞いたわけです。私は逆に、いやもう事前にそれは、例えば建設する場合は、事前にある程度の調査をするんじゃないかということで今お聞きしただけです。調査費用とかいうのは、確かに今やっている基本計画の中で調べるのだと思います。

確かに、先ほども同僚議員も言っていましたが、小中一貫校がそこにできた場合のソフト面、教育の内容、それからハード面、スクールバスとか、そういうことは当然出てきます。ただ事前にその準備というのが私は不足していたんじゃないかということで今お聞きしたんです。

町長がおっしゃるように、確かに事業費の中では、地質調査とかそういうのも全部含まれております。実際問題、この間の町政報告会でもそうですが、令和12年開校目標、それであるのであれば、町政報告会のときに資料で出されたときに、なぜ今までどおりのスケジュール表も一緒に載っていたのか、それもすごい不思議です。

以前、私の一般質問で、今年度と来年度2年間で基本計画、基本設計を実施していきたいという答弁をいただきました。本年度は基本計画策定が3月23日が期限、それまでに、先ほども言いましたが、概算が出た場合によく考えると。私は、これは本当自分の思いで申し訳ないんですが、この2年間で基本設計まで持っていくということは、基本計画、基本設計は同じ事業者で、時間短縮、公費削減のためにそういうふうでDB方式（デザインビルド方式）でやっていくんだと思っておりました。ただ今回は、基本計画は指名競争入札である会社が落とされたわけなのですが、全く別物だと、基本設計はそれからまた公募型プロポーザルで募集していくと。それでは、今年度中に基本設計は今の事業費の残りの部分で一応予定しているんですか、ちょっとお聞きいたします。

○ 学校教育課長（近藤淳広君）

当初予算で基本計画と基本設計、これを含んだもの、先ほど議員御指摘のとおりでございます。

今年度、基本計画を策定した後に基本設計まで着手するのかという御質問でございました。

これは、今回基本計画の策定で重要なこと、それは総事業費の概算を出すということ、それから大学の敷地内でどういうレイアウトができるのか、校舎はどの辺に建てるのか、グラウンドはどの辺にするのかというしっかりと具体的なレイアウトを決めること、そして事業スケジュールをしっかりと決めていくことと併せて、事業手法の検討、先ほど議員言われたDBという方法、デザインビルドという方法もそうです。従来型でいきますと、基本計画の後、基本設計をして、実施設計をやって、施行になります。DBという選択をしますと、設計施工一括方式で設計した業者が施工もしていくということになりますので、事業手法によっては、即、基本計画が終わって設計に入るのではなくて、要求水準書という書類を作る必要が一手間、DBはそういうことがかかりますので、そうすると、今年度、基本計画が終わってすぐ設計に行くという従来方式ではなくて、違う手順を踏まなければなりませんので、一概には私たちが基本計画の中で選択をする事業手法によっては、今年度、設計に入るということとはできないということになります。

○ 11 番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、今年度は基本設計は行わないという捉え方でよろしいですか。

○ 学校教育課長（近藤淳広君）

従来方式でいけば、基本計画の後、基本設計ですですのですぐ着手できますが、先ほど申し上げたように、DBを選択した場合においては手順が変わってきますので、今年度すぐ設計には取りかかれないということになります。

○ 11 番（大岩 靖君）

その決定はいつまでに出すんですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

基本計画の策定年度の期日については、議員先ほど申し上げたとおりでございますが、少しでも早く私たちは決定する資料を集めたいと思っています。今年度中には間違いなく決定ができるんですが、今の時点ではいつまでということとは申し上げられません。今年度中に決めさせていただきます。

○11番（大岩 靖君）

もう一度町長にお聞きします。

先ほども同僚議員も言っていましたが、今回、3月の定例会で大学の敷地内に小中一貫校を建設すると発表しました。大学などの関係機関との協議がまだ、私も3月定例会で、答弁の中でモニターに映した時点で決定してくれたんだという思いがすごくありました。ただ、よくよく答弁の中で分筆の部分がまだ決定していないとか、いろいろなものが出てきました。

一番最初の壇上の質問に戻っちゃうんですが、これ大学とか、いろいろな関係機関との協議が決定していないにもかかわらず、なぜそういう計画や何かを公表してしまうんですか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。どのように考えていますか。

○町長（八谷充則君）

質問の意図がよく分かりませんので、もう一度、何がおっしゃりたいんですか。

○11番（大岩 靖君）

先ほど壇上でも私、言いましたが、最終決定したことは、私たちは町民に伝えることができるんですが、最終決定していないにもかかわらず、そういう公表してしまう場合が結構今まであったと思うのですが、新聞発表等も含めまして、その点をどういうふうに考えているかお聞きしたんです。

○町長（八谷充則君）

新聞発表している、あるいは議員さんにお知らせしている、あるいは議会に提出したということは最終決定をしたということでございまして、今回、3月の定例会において、あるいは住民説明会において、日本福祉大学の敷地内に小中一貫校の建設を目指すという方針を決定したということは間違いございません。それは先ほど来答弁しているように今も変更してございません。そして、その方針に基づいて必要な調査費を計上したということでございまして、何らおかしいところはないと考えております。

○11番（大岩 靖君）

では、3月のモニターに映した分筆の部分がまだ決定していないという答弁があったんですが、それはどういうことですか。

○町長（八谷充則君）

敷地の中の細かいところまで協議をしてから、それから皆様に説明するというのではなくて、大きな方針として、この大学の敷地の中に、この辺りに校舎を建てさせていただくということでお示しをした案というものでございまして、それを決定とはお伝えしてございません。エリアとして、このエリアの中に大学の建物を壊して、そして校舎を造っていくということについて御説明をしたということで、具体的には、その後、協定にも書いておりますけれども、町と大学の中で協議をする中で、施設の共用でありますとか、あるいは細かい分筆の話でありますとかということを検討していくということで、そのために今協議を進めているということでございます。お願いします。

○11番（大岩 靖君）

それでは、もう一つお聞きします。

今回2年延期というのを発表されたわけですが、この2年延期の発表をするということを大学側にどのように伝えて、どのような話合いをしたんですか、メディアに出す前に。

○副町長（杉本康寿君）

まずは、大学には理由ですね、先ほど来2年延期になった理由がございます。そちらの理由を述べさせていただいて、やむなく2年延期をするということを伝えております。

○11番（大岩 靖君）

もう今2年延期しますと、先ほどの内容というのはあまりないわけですか、ただ2年延期しますとって伝えただけですか。もう少し具体的な内容を、どういうふうに説明したかというのを教えてください。

○副町長（杉本康寿君）

延期の理由につきましては、先ほど来、理由を説明しておりますとおり、建設物価の上昇と、あと建設業界の方々の働き方改革により、基本的な工期の問題も生じてまいりますので、その辺を総合的に判断して2年延期をさせていただくと。当然工事につきましては、2年まで延期にならないと想定しておりますけれども、その間の学校の移動等を鑑みて、2年というのが妥当だと判断して大学さんにお伝えをしております。

○11番（大岩 靖君）

この間の町政報告会でも、僕も参加して聞いておったんですけれども、今の延期の理由が物資の高騰、これはどなたでも分かります。働き方改革、これ働き方改革という工期日程というのは、ある程度概算費用が出たときに、この金額でいったらいつまででというのがたしか法的に決まっていると思うのですが、工期日程というのは、それによれば、例えば1億円の仕事を出したとすると、工期は働き方改革に照らし合わせていつまでですよという延長というのはもう法的に今決まっていると思うのですが、当然それは伝えてはあるんですよ。今の、僕は、本当これは個人的な思いで申し訳ないんですが、働き方改革というのは、もう今、急に始まったわけでもありません。今、陸上競技場でもそれに照らし合わせて業者さんもやっていたいていると思っております。

物資の高騰は確かに高止まりというのがないぐらい、ずっと上がっております。だから今、2年延期というのを本当に素直にそうですかというのがなかなかやっぱり理解できないんですが、2年延期した場合の影響というのはいくら出てくると思います。

これ本当をお願いしたいんですけれども、特に相手があること、大学があることなので、延期した理由も含めて、先ほど3月、6月の定例会でもそう、さっきの同僚議員の質問でもそうですが、協議したというのをどこまでちゃんと協議できたかということを必ず我々にも教えていただきたい。さっきも同僚議員が言っていましたけれども、一番ショック、一番影響を受けるのは子供たち、そしてその親御さん、大学、これは美浜町にとってすごい今から大変なことだと思います。協議内容も含めまして、逐一やっぱり我々にも相談していただきたいし、覚書のように当然議決が必要な部分出てきます。先ほども基本計画を今つくっておる、概算がもうじき出るとは言っていますが、この概算の費用の中にも、例えば小中一貫校を大学の敷地内で造るとなると、大学の敷地内の、この覚書にも書いてありますが、その施設や何かの解体費用なんかも当然必要になってきます。同時進行でやっていけないいけないところを、大学側の造成費用なんかが全く出てきていないというのも、最初の壇上の質問でも、戻っちゃうんですが、本当にちゃんとその辺の話をしていただいているのかなという不安がすごくあります。

今後、これからも、この10年度末も含めまして、今年の末までに、先ほど答弁にもありましたが、基本設計のほうが出るんだな、やるんだなというのが出るのか、またそれも期待して、取りあえずこの小中一貫校の件に関しては今後もずっと進捗を確認していきたいと思います。

それでは、申し訳ない、次の再質問させていただきます。

先ほどNTC（ナショナルトレーニングセンター）の質問させていただきました。これ実はNTCの要するに看板ですね、これをなぜ美浜町が必要かというのを以前、同僚議員が質問したときに、その看板があれば、いろいろな面で国からの支援もしていただけると。

美浜町は今現時点でこのNTC自体の申請をどのように捉えているか、もう一度ちょっとお聞きします。必ず必要性が発生するものなのかということをちょっとお聞きしたい。

○生涯学習課長（戸田典博君）

NTC（ナショナルトレーニングセンター）の町としての考え方、これは以前、議員さんの方からも質問を多数いただいておりますが、町といたしましても、町としてのメリットがある申請であると考えております。

こちら、ナショナルトレーニングセンターをすることによってのメリットとして、まずこちらは町内外に対してもスポーツ庁から認定をされたということで、広くPRができるという国からのお墨つきがいただけるものと考えておりますので、今までどおり申請に向けてスポーツまちづくり推進室で検討を進めておりますので、よろしくお願いします。

○11番（大岩 靖君）

このNTC（ナショナルトレーニングセンター）の看板をいただける、これは僕がちょっと確認したところですと、確かにNTCの申請がもし通ったとすると、逆に一般の利用者なんかの予定とかというのが、NTCが最優先になってなかなか取れないんじゃないかという懸念が出てきているともちょっとお聞きしたんですが、その辺はどのように考えていますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

このNTC（ナショナルトレーニングセンター）の拠点施設の必須要件といたしまして、指定を受けた場合の期間内における施設の運営については、中央競技団体、俗にNFというところが行います選手の強化活動で優先的に施設が利用できるよう、最大限配慮することということが要件となっております。

先ほど議員おっしゃられたとおり、こちら強化選手が、この施設の指定を受けたときに、練習をしたいというときに、既に本町のほうも今年度におきましてもたくさんの予約が入っております。まさにそこが今後ナショナルトレーニングセンターを誘致する場合に検討しておかなければいけない一番重要なことだということは認識しております。

やはりそちら既にサッカー等、俗に言うフィールド、芝生の部分で大会等が入っている場合には、現在ですとフィールドと陸上をやる場合のトラックは、安全面を考慮して同時で練習はできないこととなっておりますので、そこら辺でサッカー大会等フィールドを利用している予約が入っている団体と調整をしていくことが最大限検討すべきことだと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

本当によろしくお願ひしたいと。実は今、昨日でしたか、パラリンピックが閉会しました。やり投げの選手がこの間大きく新聞に取り上げられておりました。ぜひともやっぱり美浜町には立派な陸上競技場があるんだ、そしてまたそういう特化した競技に関して日本福祉大学も全面的に協力していただいておりますのを肝に銘じまして、ぜひともそれはよく慎重にやっぱり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、臭気のことでもちょっとお聞きしたいです。

先ほどの答弁も、モニタリングのほうがちよこっと増えていただいた。大変ありがたい。実際、私もこの南部

地区に近いところに住んでおり、本当に毎晩のように何とかならんのかという苦情も自分自身も感じております。

先日、この養鶏場のすぐ近くの方から私にこんなようなことを言われました。羽毛の飛散がすごいひどいんだと。網戸に3日に1回掃除で取らなきゃならないくらい羽毛が飛んでくるということを言われました。せっかく臭気対策協議会を立ち上げて、町長のおかげでこの2月1日からも臭気モニタリングを実行させていただいております。ただ単に、臭気のモニタリングをするのではなくて、このモニタリングの結果をやっぱり協議会に参考にさせていただいて、協議会ごとに今年度はここまでやれる、やりましょうという目標をつくっていただいて、着実に臭気対策を進めていただきたいと思います。

特に、私もその近くに住んでおるんですが、風向き風向きというんですが、以前よりひどくなっているのが現状です。前もこれ私、この臭気に対しては言いましたが、南部地区の商業施設、あれだけ固まった立派な商業施設の周りは、本当にすごく、あそこからちょっと中へ入っていく古布の交差点、あんな平たんなところでも海拔10メートル以上あります。

実は昨日は小学校で防災訓練がありました、河和小学校で。確かに健常者の人が山の上まで歩いていくのは楽かもしれませんが、なかなか乳母車引いたような高齢者の方、足腰の悪い方、あその上までいうのはなかなか厳しいと思います。逆に、南部地区の商業施設から中へ入った九條の交差点のところは、あれで10メートル以上あります。あそこなら平たんでいつでも避難していける。それ考えると、あとじゃ環境的に何が必要かとなったら、あとはその臭い対策だけ少しでも進捗していただければ、一遍にはそれは無理だと思います。もう何十年も徐々に大きくなって今の現状になっておるんです。2年、3年じゃなかなか厳しいかもしれませんが、以前も言いましたが、我々議員は、ある養鶏業者を見に行っております、視察で。そのときに議員全員がびっくりするほど臭わないというのを体験しております。少しでもその養鶏場に近いような環境にしていけるよう、今後とも協議会を一生懸命頑張りたいと思います。

それで、臭気に対する質問なのですが、協議会の進捗を町民に対して、今年度はここまでやる、ここまでできましたという報告も含めたことを今後やれるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○産業課長（富谷佳成君）

大岩議員のただいまの御質問でございますが、毎回、協議会を行った議事録については、概要ですけども、ホームページに上げさせていただいています。その中でここまでできたというような報告ではないかもしれませんが、私ども対応したことについて記録しておりますので、また御確認ください。お願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

できれば、なかなかそのホームページさえ開けない高齢の方も多々見えます。我々も対話集会とかいろいろなところで、そういうときに問われたときには答えられるよう把握したいと思いますが、先ほども言いましたが、単年度ではなかなかすぐ答えが出るようなものではないですが、住民の住む環境としては、本当にちょっとずつでも住民生活が快適に送れるように頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしく対応していただきたいと思います。

それでは、最後に、町長にもう一つ、先ほどの学校再編のことで、これはお願いも含めてお聞きしたいんですが、今後も今の学校再編、先ほども町長も何度も答弁しておりますが、大学の敷地内を目標にということはもう間違いのないということで、大学がある、相手がある、大学との協議につきましては、先頭を切って協議に向かっていたきたい。町長が一番先頭を切って大学との協議をして初めて我々も、町長、やっぱりしっかりやっていただいているんだということを認識して、議員それぞれが美浜町の将来の子供たちの小中一貫校を描いていけるものだと思っております。ぜひとも今後ともこの小中一貫校に関しましては先頭になって、我々議員も含め、

行政を引っ張って行っていただきたいと思います。

これは町長に、最後に一言言っていただきたいと思います、今後、大学との協議はどのように私が先頭を切ってやっていくんだということをできれば言っていただきたいと思います。

○町長（八谷充則君）

応援の言葉、ありがとうございます。

当然町の大きな事業でございますので、方針を決定する大きな立場のところにつきましては、私のほうで決定をしております。今回の2年延ばすんだということにつきましても、最終的には私が決断をし、そして幹部会に諮り、まずは議員の皆様にお知らせすべきだろう、そして大学にお知らせをするべきだろうと、若干その行き違いがございまして、未定ということになりましたけれども、12年まで延ばすということできこうと、そのことについて、やはりいち早く住民に知らせる必要があるということで、直近の調整を今会で説明したということでございます。

私が大学との協議の先頭に立ってということでございますけれども、やはり組織として私が出て行って発言することというのは最終決定になりますので、一々細かい協議のところまで私が出ていくということは、相手に対しても理事長に出てきてくださいということになりますので、やはりそれはできないということになります。私の意向を確認した上で、副町長なり部長あるいは課長という者がその決断に対する責任の度合いに応じて出て行って協議をしてくと。最終的に厳しい場面になったら私が決断をするということで、今回も総事業費の中でいかに実現するかということが一番課題ですよということは理事長さんにも申し上げております。いかにこの事業をうまくお互いが協力してやれるかということについて、理事長と共に進めていくという意思を確認しています。その先にあります、その下にありますという建物だとか、そんなところについては、やはりそれは担当レベルで協議をして、そこに至る決断について、当然、私、理事長、理事会というものが議会も含めて決断をしていく、あるいは報告をしていくということになりますので、お願いします。

この事業については非常に重要な事業と考えておりまして、私も担当には結構細かくどうなっている、ああなっているということは聞くんですけれども、担当も一生懸命やっておりますので、御理解と御協力、そして応援のほうよろしくをお願いします。

○11番（大岩 靖君）

ぜひトップダウンで、部下が行くのも当然なところもあるんですが、今おっしゃったように最終的な町長の言葉というのは本当に重いんです。最後の最後に決めるときはお互いトップ同士でとなると思うのですが、今後ともそういうふうな思いでやっていただきたいと思います。我々も子供たちが、町長が言われる笑顔の絶えない、子供たちが通える、そういう美浜町の小中一貫校を目指して行っていただきたいと思います。ぜひとも今後とも大学との協議はしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、休憩とします。再開を午後1時とします。

〔午前11時32分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番 丸田博雅議員の質問を許可します。丸田博雅議員、質問してください。

〔4 番 丸田博雅君 登席〕

○4 番（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。4 番 丸田博雅でございます。

議長の許可を得ましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問をさせていただきます。

それでは、1 番、美浜町小中学校再編「小中一貫校」事業の今後について伺いをいたします。

未来ある美浜町の子供たちのために、本町の特色を生かした魅力ある新たな教育環境整備の一刻も早い実現が望まれます。

そこで、以下のとおり質問をいたします。

（１）開校を２年延期した理由はでございますが、このことにつきましては、午前中に同僚議員からも質問がございました。改めていま一度伺いをいたします。

現在までに各地区・学区において、小中一貫校の令和10年開校に向け説明会を行ってきましたが、開校を２年延期したのはなぜですか。いま一度お願いをいたします。

（２）日本福祉大学との連携はでございますが、令和５年度に実施された学校づくりワークショップに日本福祉大学と小中学校との連携が上げられています。その後、大学敷地内に小中一貫校建設が発表されましたが、日本福祉大学との連携、覚書書等、いま一度考えをお聞かせください。

（３）小中一貫校のメリット、デメリットはでございます。

小中一貫校は、少子化や現学校施設の老朽化等だけではなく、メリット、デメリットについての分類はしておりますでしょうか。

（４）災害等から子供たちを守る施設の建設について。

南海トラフ巨大地震などの災害から、将来ある、未来ある美浜町の子供たちを守るため、安心・安全な施設を高台に建設することが急務であると思いますが、執行部の考えを伺います。

（５）財源問題でございます。

時間が経過するにつれ、建設費も膨大となるのは明らかで、国・県に指導、協力を求めるべきだと思います。国をはじめとする関係機関に出向いているとお聞きをいたしました。結果を含め、説明できる範囲内で結構です。お聞かせください。

なお、午前中の３名の同僚議員と重複する部分が多くあると思いますが、さらなる回答を求めます。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

丸田博雅議員の御質問にお答えします。

私からは、美浜町小中学校再編「小中一貫校」事業の今後についての開校を２年延期した理由は及び財政問題についての御質問にお答えし、日本福祉大学との連携は、小中一貫校のメリット、デメリットは及び災害等から

子供たちを守る施設の建設については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町小中学校再編「小中一貫校」事業の今後についての御質問の1点目、開校を2年延期した理由にはについてでございますが、午前の答弁でも申し上げました。端的に申し上げますと、事業費の概算費用、整備に係る法的問題を事前に調査する必要があると判断したこと及び建設業における働き方改革による工事期間の延長が避けられないことが開校年次の目標を2年延長した理由でございます。

次に、御質問の5点目、財源問題についてでございますが、国・県に対する協力をどのように求めているかについて、県においては学校建設に対する助成制度がないため、建設に係る制度等について指導、助言をいただいております。また、建設計画地へのアクセス道路が県道であるため、拡幅をしていただくための調整を進めております。

国については、これまで2度文部科学省に赴き、主に本町が進める小中一貫校の趣旨、目的等を説明し、新たな助成制度の検討をお願いするとともに、既存の助成制度について説明を受けてまいりました。

なお、国への要望につきましては、複数の国会議員の方にも事前に内容を説明し、文部科学省への説明に同行していただくなど、協力していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、美浜町小中学校再編「小中一貫校」事業の今後についての御質問の2点目、日本福祉大学との連携にはについてでございますが、学校づくりワークショップで参加者からの意見を反映させて、昨年度、小中一貫校整備基本構想を策定いたしました。基本構想の中で、日本福祉大学との連携について、特色ある美浜の教育の一つとして掲げており、小中一貫校の魅力の大きな柱だと考えております。

大学との覚書については、日本福祉大学美浜キャンパス内に小中一貫校を設置するための基本事項について、町と大学が円滑な推進を図るために交わしたものであります。

次に、御質問の3点目、小中一貫校のメリット、デメリットにはについてでございますが、メリットといたしまして、小中一貫校では、9年間を見通した目標と一貫した教育課程の下、小中間を縦断した柔軟なカリキュラムが設定できます。小学校から中学校への円滑な接続と児童生徒の異学年交流などにより、密接な人間関係をつくることができ、不登校の減少につながることが期待されます。小中一貫校の教員同士の連携により、9年間継続的に子供たちの成長を支援することができます。また、小中学生同士の交流が増えることで、小学校は中学生に憧れを持ち、中学生はリーダーシップを取る場面が増加することが考えられ、心の成長も期待できます。

一方、デメリットとして、小学校高学年のリーダーシップを育てる機会が減少することが想定されます。また、場所によっては通学距離が遠くなるといったことが掲げられます。

次に、御質問の4点目、災害等から子供たちを守る施設の建設についてでございますが、学校が地域の公共施設共有財産として日常時、災害時を問わず、安全で安心であることは大前提であります。

児童生徒が毎日安全な環境で、安心して学習・生活できるよう、建設場所は標高だけでなく、学校建築の構造部材、非構造部材の耐震性能及び施設全体の耐火性などに考慮し、確保していく必要があると考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○4番（丸田博雅君）

壇上でも申し上げましたように、午前中、3名の同僚議員からも同じような質問がございまして、ここで私が改めて掘り下げてということもないと思いますが、私なりに質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

まず、（１）ですが、令和４年４月、私の卒業学校でもありました、そして約100年の歴史のある河和南部小学校を廃校し、河和小学校に統合して２年が過ぎ、子供、親、地域の人たちは、令和10年に新しい施設で学校教育が受けられるとの思いが２年延期になった不安をどのように思っておりますか。このことは町全体にも大きな疑問を感じている人が多くいます。本当に令和12年に小中一貫校の開校の約束ができますか。町長に答弁をお願いいたします。

○町長（八谷充則君）

最も少子化の進行が早かった河和南部小学校、こちらの再編に当たりまして、町として令和10年を目標に小中一貫校を建設するという説明を教育委員会として行い、御納得いただいたと理解をしております。ほかの学校も統合されるのなら仕方ないだろうという形で同意していただいた方もいらっしゃると思います。

先ほど午前中の答弁で申し上げましたが、当選以来、就任以来、令和10年という目標に合わせるように担当と共に努力をまいりました。今回、目標年次を12年ということで、２年先送りということになりましたことにつきましては、河和南部地区の方々だけではなくて、町全体で令和10年の開校を楽しみにしておられた方に申し訳ないと思っております。

12年の開校を約束できるのかとおっしゃいましたが、これは約束することはできません。なぜならば、幾らかかるのかということの整理が必要でございますし、そのほかにも条件がございます。果たしてスクールバスが本当に確保できるのかとか、いろいろな諸条件がございます。そして、町が計上した予算で本当に落札されるのかといったこともありますので、約束という表現はできないかと思っております。それに向かって努力をしていくということにつきましてはお約束できる、こういうことでございます。

とはいうものの、今回先送りさせていただきましたけれども、子供の数というのは、御存じのとおり本当に減ってきております。どのような形にしても統合というものは避けられない、このように考えております。その時々状況、あるいは財政状況、こうしたものを考えながら最善の策を今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（丸田博雅君）

午前中にも町長に対していろいろな御意見が出ました。２年延期、今も町長の口から、これはあくまでも約束ですという言葉で今されたわけですが、約束であって、できないかもしれないというような発言がございました。

私は先ほど来、南部小学校が廃校になったと、地域の人からここの卒業生が、私たちの学校がなくなる、でも将来ある、未来ある子供たちのために賛成しようということで、皆さんが、中には反対の方も見えたんですが、子供たちのために賛成しようということで廃校に、統廃合になったわけです。そういうことも重く思っていて、感じられて、とにかく令和12年開校に向けて精いっぱい努力していただきたい。これは私一人の願いではありません。将来、美浜におってよかった、美浜で教育を受けられてよかった、あるいは教育を受けさせてよかったというようなことを、やはり皆さんに言ってもらえるような努力を精いっぱいやっていただくと。今ここで約束ができるとかできないとか、そういう問題ではないと私はかように思っておりますので、その点しっかりと、もちろん我々議員、議会も精いっぱい頑張りますよ。町だけに、行政だけに、あるいは教育委員会だけに全てを任せるといったことじゃないんですから、少なくとも私はそういう考え方を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２点目と３点目は共通がございますので、併せて再質問をさせていただきます。

我々、学校再編調査特別委員会、これは昨年の12月に大変重要な問題で、事業であるということで、12月議会

で発足をいたしました。それと特別委員会とそれから議会、全員が去る6月11日午後3時半より日本福祉大学内の小中一貫校の建設予定地を大学側の説明員により視察をいたしました。その結果、議員アンケートをまとめ、メリットも大変多くあるんですが、課題、問題点も見つけております。町はこの点、分析のほうはしておりますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

議員の皆さんの学校再編調査特別委員会の視察、これが6月11日に開催されまして、私どもも教育長、教育部長、そして私も同行させていただいております。

この現地視察での報告書、議員の皆さんのアンケートの結果ということでいただいておりますので、そちらの紹介をさせていただきたいと思います。

メリットとして「大学施設の利活用」、「予定地が高台に立地しているので、児童生徒の災害に対する安全性が確保できる」、それから「部活動の連携に期待できるなど」の報告を受けております。

それから、課題、問題点といたしましては「通学手段の検討が必要である」、「学校の南門付近はため池があり危険である」、「自転車等の通学は大学の正面から利用を検討してほしい」などの報告を受けております。

これらの意見は貴重な意見として、今後の、大学との協議の組織体がありますので、そういった大学との協議、それから現在策定をしております基本計画の策定に生かしてまいりたいと考えております。

○4番（丸田博雅君）

ただいま学校教育課長からお話がありました。皆さんに見ていただいた感想、あるいは大学側からのお聞きした感想をまとめさせていただいて、教育委員会にも提出をいたしました。その中で大学施設は大変充実している、そして付属高校の各部活においては全国レベルで、連携すれば我が町の児童生徒の部活へも大きな期待が持てるんじゃないかということもメリットの中で入っております。

ただ、デメリットの面では、やはりスクールバスのことが大変気になります。それから通学路の問題もありました。いろいろな面でこれを一つでも課題を少なくして、検討していく必要があるかなと。メリットを伸ばし、デメリットを少しでも減らすということをやっていただきたいと思っております。

我々特別委員会といたしましても、今後、ハード面、ソフト面をしっかりと調査し、勉強しながら、先ほども申し上げましたように、教育委員会、行政共々、目標に向けてしっかりと取り組んでいくということになっておりますので、お願いをいたします。

それでは、（4）番目に移ります。

先月、8月8日午後4時43分頃、宮崎県日向灘を震源とする地震——これマグニチュード7.1だったそうですが——発生し、この地方にも南海トラフ巨大地震注意が発表され、大変な不安状態でしたが、いつ起こってもおかしくない状況との報道でした。建設予定地の地盤環境の調査は行ったのでしょうか。これにつきましては、南知多町が中学校統合のため予定していた元豊浜中学校は地盤の問題で建設中止を余儀なくされたと発表し、これが中止になったのかなと思ったら、今後やはり子供たちのために予定地を今模索、探しているということでしたが、この点併せてといいますか、回答のほうお願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

地盤の調査、非常に大事なところだと思っております。現在、基本計画の策定の中で候補地の測量を進めております。

この地盤の調査というのは、建物が実際どこに建つのか、新しい校舎がどの場所に建つかという位置が具体的になってからその場所の地盤について調査をするものでございますので、現在、校内のレイアウト、先ほど申し

上げましたように、校舎はどの位置がいいのか、グラウンドはどの位置がいいのか、体育館はどこがいいのかというところを今現在練っておりますので、しっかりと校舎、建物が具体的に場所が決まりましたら、今後、地盤調査をしていきたいと考えております。

○４番（丸田博雅君）

私が本当にこだわりを持っているのが、子供たちを災害から守るため、私は東日本大震災の現地視察を３度行いました。山元町というところが太平洋のすぐ海岸のところにあります。ここにも学校がありまして、当然ですが、残ったのは校舎だけだったです。２時４６分、１０メートル以上の津波が来て、子供たちの部活のところを襲ったと。その当時、当然あの地方は地震が多くありましたので、もちろん学生たちはそういった災害時の避難訓練というものをしておいたそうです。たまたま校舎の天井の裏に逃げ込んで、全員が学生たちは助かったそうです。そういったこともありまして、私は授業中にも南海トラフ巨大地震が来ないとも限らない、そうすれば早いところきちとした施設で、子供たちを安心の中で教育環境をつくってあげるということも本当に大事なことだと思っております。

かつて運動公園の建設の問題で国交省に行きました。そのときにスポーツ関係、運動公園のみの説明だけじゃなしに、最後に、実は大きな地震あるいは災害時にはあそこを災害拠点地区にするということに対して、当時の国交省の局長がえっというような言葉が返ってきまして、それでいい結果を実は生んだんです。やはり災害時に対するプラスアルファ、運動公園に対するプラスアルファがあるんだなということでもいい返事をいただいた。それでそこそこの大きな予算がつけられた。そればかりじゃありませんけれども、当然。そういうことも含めて、今回いろいろな形で指導や協力を仰ぐということも大事なることかなと、私はそういうふうに感じておりましたので、また、先ほど町長から２度ほど文科省へ行かれたということですが、いろいろな面で地域の状況だとか、情報だとか、そういうものを集めていただいてほしいというのも一つの手というのは言い方が悪いんですが、安心のための一つの建設の材料になるのかなと思っておりますので、その点、お願いをいたします。

それでは、５番目ですが、私立大学敷地内に公立学校建設は全国でも初めてというか、まれなケースだとお聞きしております。その点を考えて、さらなる、先ほども申し上げましたが、県・国にアピールすべきだと思っております。教育委員会、あるいは行政、今後どのように進めていきますか。私は先ほど来、何度も申し上げておりますが、未来ある美浜の子供たちのために、本町の特色を生かした魅力ある新たな教育環境をつくる整備を一刻も早く実現するためにも、こういったことも財政が厳しい、これはもう分かっていますよ、その中で精いっぱい努力していただくということも大事かなと思っておりますので、その点、いま一度意見を聞かせてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

国の文部科学省の担当者の方からも、こういった私立大学の敷地内に公立の小中学校の建設をするというケースは非常にまれであると、全国でも初めてではないかと聞いております。学校再編、それから少子化対策、人口減少問題、これは私たちの町だけではなくて、どこの自治体も考えておられる大きい課題であります。

その中で学校の再編と、また、日本福祉大学におかれましては、私立大学のこれから地方でどうやって生き残っていくかということを考える、そういったケースということで捉えております。

初めてということは前例がありません。乗り越えなければならぬハードルも非常に高く、課題も多いと思います。しかしながら、私たちが１００年に１回と言われるこのときに、未来の子供たちのことをこうやって真剣に考える機会というのをいただいておりますので、よりよい教育環境を整備するために、町長も上京する際には文科省に寄っていただいたり現在もそして今までもいただいておりますが、そういった機会をどんどんつくってまいりたいと考えております。

また、県におかれましても、教育委員会だけではなくて、建設に係るそういった部局にも足を運んでおりますので、そういった機会をつくっていききたいと今後も考えております。

○町長（八谷充則君）

済みません、課長答えていただきましたけれども、今後どのように進めていくかということにつきましては、私、2度ほど文科省に行きました。最初に課長が言ったように、これ全国初めてのケースで、子供の数が減っている義務教育学校と、そして学生数が減っている私立大学、これが共に一つの課題に向かっていくということは全国初のケースであるし、モデルケースになり得るということで御説明をし、そのことにつきましては、県の担当課長さん、室長さんも同意をしていただきましたし、納得していただいているところでございます。

一方で、文科省として全国の一自治体のために新たな制度を設けるということは非常にハードルが高いんですよということも担当者の方からは聞いております。やはり国として一律の法律をつくっていく中で、モデルケースということに対して新たな制度というのはなかなか難しい。ただ、どういったことを目指すのかということについてもっと詳しく知りたいというようなことが実は今までのところでございます。そして、進めていく教育の中で、こうした補助金も使えますよですとか、あるいは輸送についても当初バスを考えていたんですけども、鉄道輸送ということに対しても、当初5年間は全額、そしてその次からは、上限、条件はございますけれども8割つきますよとか、そういった私どもがちょっと気がつかなかった補助制度なんかもアドバイスしていただいたりということがございます。実際の整備に当たっても、こうした形であれば拾えるかもしれませんよねというようなアドバイスもいただいております。

そして、来週になりますけれども、11日に、実は私もう一度文科省に行つてまいります。それは、2年延ばすことになりましたという報告と併せて現在の進捗状況を説明するんですが、それ以外にもデジタル田園都市交付金を頂くために内閣府にもお邪魔します。これは、今回の議題にはなっておりませんが、子供の多世代交流施設を河和台に造るということに当たって、内閣府に御説明に伺います。それと同時に林野庁にも行きまして、木材の使用、いわゆる県内産、県産木材は県でも補助金ありますけれども、木材を使った建物に対する補助というものも国は進めておりますので、その辺につきましても、先日ちょっと部長さんとアポを取りまして、担当の方から御説明いただくということで、多くの補助金を頂きながら、少しでも町の負担を軽くして進めていくということでございます。

そして、当初より申し上げておりますけれども、今年度中にある程度のめどを立てたい、いわゆる概算事業費が幾らかかるのかということに対して、どんな補助制度が使えて、そして補助金がどのくらい獲得できるのかということ、そしてそれによって最終的に幾らお金を借りるのか、その結果として毎年の返済額はどうかということなんです。それに対して、町の財政として今後、中長期的に払っていけるのかというこうした判断を今年度中にしていきたいと思っておりますので、当面の進め方としてはそういうことになります。お願いします。

○4番（丸田博雅君）

大変私は将来の美浜の活性化のためにも今の事業、この小中一貫校の事業をしっかりと取り組んでいくべきだと、若い人たちに残っていただく、あるいは来ていただく、これも美浜にとっては大切なことだと思っております。

かつて私、いろいろなところにお邪魔をして、いろいろなところを視察してまいりましたが、一つの事業を達成するには、本当に町民も一体となれるような環境づくり、先ほど来申し上げておりますように、美浜町でしかないような、あるいは美浜町だからこそできるような展開をしていただきたい。これは午前中3名の同僚議員も言ってみえたんですが、本町には日本福祉大学あるいはその付属高校もございます。いろいろな面で連携を保て

ば、必ず子供たちもいい環境の中でやっていただけたらと思っておりますので、その点、併せてお願いをいたします。

それでは、最後ですが、伊藤教育長にお伺いをしたいと思います。

山本前教育長の突然の不幸での引継ぎに大変御苦労の中での職務をお察し申し上げます。私も町会議員になる前に9年間教育委員をしまして、当時の学校の環境と今現在の学校の環境、教育環境ですね、随分変わってきました。想像もつかないことが今現在されとるなと思っておりますので、教育長には大変御苦労をかけておると思いますが、現在の6・3制から小中一貫校になった場合は9年教育になるわけであります。その点で一つ含めて、最後に教育長にお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○教育長（伊藤 守君）

丸田博雅議員の御質問にお答えする前に、私、今まで小中一貫校を10年をめどに開校するというところでいろいろな場面で説明をさせていただいておりましたが、2年延期となるということでございます。議員の皆様をはじめ町民の皆様、保護者の皆さん、子供たち、そして教職員の皆さんに改めておわびを申し上げたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、質問についてお答えをいたします。

先ほど教育部長が小中一貫校のメリットとして、9年間を見通した教育課程が設定できる、小中学校の教員同士の連携により、9年間継続的に子供たちの成長を支援できると答弁をしておりますので、6・3制から9年制へといてもちょっと視点を絞らないとしゃべりづらいですので、この2点について少し具体的にお話をさせていただきます。

今は小学校と中学校が別々の場所にあり、別の小学校を卒業した、それぞれの小学校を卒業した子供たちが一つの中学校に通っています。小中一貫校は、同じ敷地に小学校と中学校があり、同じ子供たちが小学校1年生から中学校3年生まで同じ場所、校舎に通うことになります。職員室も小中学校で一つにして、小中学校の先生がいつでも会話できて、連携が図りやすい環境にしたいと考えています。小学校は小学校、中学校は中学校ではなく、学習面ではそれぞれでの学習状況を十分に把握し、次の学習に生かしていける9年間に、また、生徒指導、生徒支援面でも先生たちの情報共有と連携によって、同じ方針で支援、指導できる9年間にしていきたいと考えています。

学習面での一例ですが、基本構想にも記載してあるふるさと学習です。これは以前の議会でも答弁させていただいたと思うのですが、美浜町には、音吉、野間大坊、野間埵灯台など、ほかの市町に誇れる偉人がいたり、文化財等があります。また、里山、里海などの恵まれた自然環境があります。これは美浜町のよさです。例えば音吉について学習を行えば、美浜町で生まれた音吉という人が、苦難を乗り越えた末に日本の外交に大きな功績を残したことを知ったり、地域の方の力をお借りして農業体験等を行えば、美浜町には子供たちのことを思う温かい地域の人がいることや恵まれた自然環境があることを感じたりして、美浜町のよさを知ったり、感じたりする機会になると考えています。

そこで、9年間を見通した教育活動を考えますと、例えばこのような学習を1年生から4年生まで行って、この学習を踏まえて、小学校5年生から中学校1年生は、美浜町のよさを発信する学習を、中学校2年生、3年生では、美浜町が将来もっといい町に、住みやすい町になっていくためには何が必要か、大切なのかなどについて考えさせ、それを発表する場を設ける、そういった教育計画を立てることができると考えています。

次に、教員同士が連携した9年間継続した支援、指導についてお話をします。

小学校に勤務する先生が、中学校の教育活動や中学生が活動する姿を目にする機会はほとんどありません。ま

た、小学校の先生が、中学校を卒業するときの姿をイメージして支援、指導していることはほとんどないと思います。中学校に勤務する先生もその逆で、小学校でどのような支援、指導があつて中学校へ入学してきているのか、詳細なところまでは十分に把握できていないということがございます。小中一貫校であれば、小中学校どちらの先生も子供たちの義務教育9年間の育ち、成長を実際に目にして感じるができる環境になり、同じ方針で支援、指導していくことの必要性、重要性を認識すると考えています。

少し古い調査なのですが、平成29年3月に文部科学省が実施しました小中一貫教育の導入状況調査ということで、小中一貫教育実施をしている自治体249市区町村が答えた調査の結果でございますが、導入した成果として「小中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった」と回答した自治体が94%、また、「小中学校の教職員間で協力して指導に当たる意識が高まった」と回答した自治体が97%でした。小中学校の先生が協力をして、お互いを理解して9年間を見通した系統性のある指導をしていこうとする意識の高さは、子供たちの教育活動、支援、指導に必ず生きてくると考えています。

最後になりますが、学校再編計画の根幹である将来の子供たちにとって、よりよい教育環境づくりをしていくことを常に頭に置いてこの事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（丸田博雅君）

教育長、やりましょうよ、もう必ず小中一貫校。先生たちの教育環境も大事です。もちろん子供たちのための施設ですが、そういった面で注目を浴びるような美浜町の小中一貫校、ぜひ実現させましょうよ。

以上で、私からの再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田博雅議員は自席に戻ってください。

〔4番 丸田博雅君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を2時ちょうどにいたします。

〔午後1時43分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 橋場友昭議員の質問を許可します。橋場友昭議員、質問してください。

〔5番 橋場友昭君 登席〕

○5番（橋場友昭君）

皆さん、こんにちは。新風みはま、5番 橋場友昭でございます。

始まる前に、少しだけお時間をいただいて御報告があります。8月26日に南知多町日間賀島においてペンギンがいなくなって。済みません、少しだけ、それで見つかったということで、しかも新舞子マリンパークという40キロ離れたところで見つかったということです。なくされた方もしっかりと元気な姿で無事戻ってきたということで感謝もしておられました。また、美浜町にもメールサービス等でいろいろな方に御迷惑をかけたということでありありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

初めに、1つ目は美浜町の危険箇所と防災についてでございます。

1月に起きた能登半島地震は、現在も全面的な復興に至らず、早期の復旧復興を願うところです。また、8月の宮崎県日向灘沖を震源とする地震は、南海トラフ地震につながる可能性が高く、地震への対策を再認識し、備えをするようにと発表がありました。加えて、近年の豪雨災害に伴い、危険箇所に備えて対策が必要と考えられます。本町は、三河湾と伊勢湾の海に囲まれ、中央部には丘陵があります。令和4年度に改訂した美浜町災害ハザードマップには多くの危険箇所の記載もあります。

そこで、次のとおり本町の取組について伺います。

1つ目です。現在、ハザードマップに記載されている危険箇所への対策はでございます。本町には多くの危険箇所が存在していると考えますが、危険箇所の基準はどのように決められていますか。

2つ目です。危険箇所の周辺住民への周知はでございます。住宅街の危険箇所は住民にとって不安と考えますが、住民等にどのように注意喚起していますか。

パネル資料1ですけれども、見てもらおうと分かるのですが、2022年12月に撮影したものですけれども、現在はこの上にビニールシートがかかっております。前に比べてかなり広がっています。この下には大きな土のう、トン級の土のうが積み上げられているのですけれども、この横には住宅街もありますので非常に危険と思われます。

それでは、2つ目です。河和口駅前の整備についてでございます。

美浜町には6か所の名古屋鉄道の駅があります。かつては布土駅もありましたが、現在はなくなり、住民は大変不自由な生活をしています。河和口駅の利用が増え、駅前の整備がされていないために、通勤通学時の送迎の車や自転車置場の利用、児童の登校、また生徒の自転車通学など、駅前は混み合い大変危険な状況です。駅前の整備が必要と考えますが、自転車置場、車の待機スペースの設置など、駅前の空き地の有効利用について考えはありますか。

こちら写真資料があります。きれいに2列に並んでいるのですけれども、以前は自転車の上に屋根があったのですけれども、数十年前に台風で倒れてなくなり、それでもまだこのような状態でずっと並んでいて、この横の駐車スペースには車が3台ほどしか止められないような状況になっています。この周辺には空き地等もありますので、何かというところでございます。

それでは3つ目、知多半島道路と南知多道路を拠点とした美浜町の活性化についてでございます。

知多半島の中央部に位置する知多半島道路と南知多道路には10か所の料金所と5か所のパーキングエリアがあり、近隣市町のパーキングエリアは充実していると感じます。本町にも、南知多道路の下り線に美浜パーキングエリアがあり、2024年3月リニューアルオープンし、ドッグランや休憩施設は充実しましたが、道路が町の中央部を通っているために、料金所までにアクセスが不便と考えます。

今後、知多西部線や知多東部線の早期開通が望まれるとともに、美浜パーキングエリアからスマートインターを活用して、町内各地へのアクセスを便利にする考えなどはありますか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

橋場友昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の危険箇所と防災についての御質問の１点目、現在、ハザードマップに記載されている危険箇所への対策はについてでございますが、令和４年度に災害ハザードマップを改訂しました。危険箇所の基準につきましては、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域等で決められており、災害ハザードマップにより住民の皆様などに周知を図るとともに、各自の防災対策に役立てていただいております。

次に、御質問の２点目、危険箇所の周辺住民への周知はについてでございますが、災害ハザードマップは既に全戸配布し、転入者へは住民課窓口等を通じて配付し、周知を図っております。また、美浜町ホームページ内の都市計画マップにおいて、危険箇所がパソコンやスマートフォンでも御覧いただけるようになっております。

次に、河和口駅前の整備についてでございますが、駅前交通広場のような理想の整備を進めるには、大規模に用地を取得し、建物移転や周辺道路等の整備も併せて行う必要があるため、現実的には難しいと考えております。

駅前の空き地の有効活用につきましては、現状、国道東側に駐輪場と国道には押しボタン式の信号機が設置され、駅利用者の利便性はおおむね確保できていると考えておりますが、自転車、自動車両者のさらなる利便性向上を図るための空き地利用等についても、地元区と協議をしながら検討していきたいと考えております。

次に、知多半島道路と南知多道路を拠点とした美浜町の活性化についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、本町には年間を通じて多くの観光客等が南知多道路を利用しており、美浜パーキングにスマートインターチェンジが設置されれば利便性の向上が期待できます。しかしながら、スマートインターチェンジを設置するためには、地元自治体による事業計画策定が必要となるため、今後、愛知県及び愛知県道路公社に相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問ありますか。

○５番（橋場友昭君）

順次質問させていただきます。

最初の質問ですけれども、パネルにありましたハザードマップでは危険箇所にはなっていないところもあるのですけれども、このような住宅街でほかにも危険箇所を把握していますか。また、このような箇所はどのように対応していきますか。

○建設課長（平野恵司君）

町内の危険箇所につきましては、全てを把握することは難しく、住民等からの通報により把握しているのが現状でございます。

現在、この場所の修繕工法を検討しているところではございますが、応急の対策としまして、路肩が下がっているため、雨水により道路が崩れないよう路肩にシートをかぶせ、舗装の亀裂をコンクリートなどで塞いでおります。よろしくお願いいたします。

○５番（橋場友昭君）

分かりました。雨水等を塞ぐということで私も確認はいたしました。ビニールシートが張ってあるのは確認しております。

ただ、現状で、相当開いてきているのが現状です。あと、先日の台風、地震等によりというところの住民の皆さんの危険度数はもうかなり上がってきているというふうに感じていますので、早くの対応をお願いしたいと思います。

そして、もう一個質問させていただきたいのが、住民の皆さんはもちろんここに住んでいるので当然ながら分

かっていると思います。ただ、ここに宅配ですとか郵便屋さんとかいろいろな方が足を踏み入れることがあると思います。そういう方々への対応といたしましては、どのような対応をしていく予定ですか。

○建設課長（平野恵司君）

通行者に分かるように、虎柵やセーフティーコーンなどによりまして、路肩に寄らないような安全対策をしておりますが、危険を周知する看板等も今後設置を考えております。ほかの危険箇所についても地元区に連絡すると同時に、まずは安全対策として虎柵、セーフティーコーンを設置して通行者に分かるようにし、その後、修繕工法等を検討、決定した後に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

虎柵等、現状では何となくなのですけれども、もうちょっと分かりやすくははっきりしていただいたほうが、皆さんに周知していただいたほうが安全かなと思いますので、その辺は早急によりしくお願いいたします。

続きましての質問ですけれども、河和口駅前整備ですけれども、町長からしっかりと地元区との検討をしていくというような答えをいただいたので、こちらも地元区長さん、また周辺の住民の皆さんとしっかりと話し合いをしていただいて、今後どうしていくのかをこちらも早めに決めていただきながら進めていただきたいと思います。

3つ目の知多半島道路のことですけれども、それと南知多道路ですけれども、現在、ほかの周辺では本当にきれいになりつつある知多半島道路と南知多道路なのですけれども、こういうのって交渉とかはされているのかなと思ひまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

今回、スマートインターチェンジというのは、私もあるといいなということは思っております、地元が布土ということもありますので。ですが、あの辺美浜パーキング以外、民間のほうでも開発等いろいろなものがあれば、そういったことも今後、道路公社とか愛知県には要望していきたいと考えておりますが、現状ですとなかなか難しいかなと考えておりますので、今のところ要望はしておりません。

○5番（橋場友昭君）

もちろん、そんな簡単にはできるものとも思っておりませんし、以前、質問された議員の方も見えるということで、結構な金額かかるということも承知しております。

ただ、現状で、やはりほかのところがどんどんよくなって、何か美浜だけ取り残されているようなところもありますので、しっかりやっていただきたいというふうに考えております。ただ、それをやることによって、現状の最初にもありました危険箇所ではないですけれども、今回の道路事情によっては、災害時にはちゃんとしたことができるのかなというところがありますので、何とかというところでございます。ちょっと私、質問時間短いですが……。

○町長（八谷充則君）

スマートインターというものは難しいということは部長から答弁したとおりでございまして、一方でパーキングの整備について議員御指摘のとおり大府あるいは阿久比等々が非常に整備が進む中で、美浜のパーキングというものがドッグランという形でとどまっていて、星の見えるパーキングというようなことで、何もないということですかというようなことで、道路コンセッションの方が私が就任した後に御挨拶させていただいたときに、やはり美浜としてもパーキングをもう少し充実してほしいということは要望させていただきました。ただ、あそこがいわゆる観光地に降りる最終というか終点に近いものですから、例えば、そこで美浜の特産品を売っても、これから出かける先の物ということで、帰り道に買うということであればということで、そんなようなお話をしたということでございます。私どもとしても、美浜のパーキング、もう少し充実してほしいということは常々思っ

ておりますし、機会あるごとに要望しておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（橋場友昭君）

今言われた物販のことに關しては確かに物販だと難しいと思います、帰りなので。その分、何か割引券だとか、そこから発信できるものはまだまだたくさんあると思います。それは地元商工会さんを通じて、地元のいろいろな企業さんを通じて、やっていただければと思います。

ちょっと大分早いのですが、以上で一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席に戻ってください。

〔5番 橋場友昭君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を2時30分とします。

〔午後2時18分 休憩〕

〔午後2時30分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 茶谷佳宏議員の質問を許可します。茶谷佳宏議員、質問してください。

〔2番 茶谷佳宏君 登席〕

○2番（茶谷佳宏君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の茶谷佳宏です。

私は目が悪いので、原稿を読むときは顔に近づけなければ読むことができません。そのため、見ている人にはお見苦しいところもあるかと思いますが、御容赦ください。

この9月議会の一般質問、私で6人目ですが私が最後になります。本日の一般質問の中でも私で5人、学校再編の問題について質問しております。また、朝からの傍聴者もいつもの議会に比べて多く来ていただいて、本当にありがとうございます。それだけこの問題について関心の高いのがよく分かります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき順次質問します。

初めに、1項目めの学校再編の進め方について。

8月に開催された町政報告会で学校再編による小中一貫校の開校時期を令和10年4月から2年間延ばすことが報告され、参加者から納得できない旨の意見や質問が出されました。また、6月に発注した学校再編の基本計画委託業務内容から、今後の学校再編の進め方について次のとおり質問します。

1点目、開校時期を延ばした理由は。

資材や人件費の高騰で概算事業費を改めて試算する必要が出てきたほか、建設業界の働き方改革で工期が長引くことが想定されると説明されましたが、最近数か月で始まった話ではありません。具体的に開校を2年延ばした理由と、決断した時期はいつですか。

2点目、小中一貫校のメリット、デメリットは。

全国で小中一貫校や義務教育学校が増えてきています。しかし、開校後の教育環境などを検証した自治体では、計画を見直す地域も出てきています。そもそも論として、小中一貫校のメリット、デメリットを説明してください。

3 点目、建設予定地における法規制の洗い出しは。

日本福祉大学敷地内に小中一貫校を建設する場合に、どのような法規制をクリアしなければなりませんか。

4 点目、通学方法の検討状況は。

年末に行われた保護者アンケートで、最も課題と回答された通学方法及びルートについてどのように検討していますか。

5 点目、日本福祉大学との協議状況は。

2 月に結んだ覚書以後、日本福祉大学と施設や教育支援についてどのような協議がされてきましたか。

6 点目、住民、保護者及び子供たちの合意形成は。

急激な少子化で一定の統廃合は、やむを得ないと考える住民や保護者も多いと思います。学校施設の老朽化、町の財政状況を主な理由に 1 校に統合しようとすることは、乱暴な政策ではないでしょうか。既存施設や敷地の利用も含めて、住民、保護者及び子供たちの合意形成をすべきではないですか。そのためにも、基本計画案の段階で、住民説明会及び保護者並びに子供たちへのアンケートはどのように実施する予定か説明してください。

2 項目めの不審者対策について。

7 月 16 日に高浜市で不審者が刃物を振り回し、可燃性の液体をまき放火した事件を受け、各地で対策備品の整備や対応訓練を行っています。職員をはじめ来庁者の安全確保のために、次のとおり質問します。

1 点目、本町における最近 2 年余りのトラブル事例は。

高浜市の事例では、納税に対するトラブルにより発生したと報道されていますが、本町における来庁者とのトラブル事例はありますか。

2 点目、対策備品などの準備状況は。

現在、不審者対策のための備品はどのように設置していますか。

3 点目、対応訓練などの予定は。

今回の事件を受けて、多くの自治体で対応訓練や対策備品の準備を始めています。本町では今後、対応訓練などの予定はありますか。

内容として同僚議員の質問と重複する部分が多くあります。執行部におかれましては、適切に回答いただけるようによろしくお願いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

茶谷佳宏議員の御質問にお答えいたします。

私からは、学校再編の進め方についての開校時期を延ばした理由は及び不審者対策についてお答えし、小中一貫校のメリット、デメリットは、建設予定地における法規制の洗い出しは、通学方法の検討状況は、日本福祉大学との協議状況は及び住民、保護者及び子供たちの合意形成はについては、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、学校再編の進め方についての御質問の 1 点目、開校時期を延ばした理由はについてでございますが、さきの答弁でも申し上げたとおり、事業費の概算費用、整備に係る法的問題を事前に調査する必要があると判断したこと及び建設業における働き方改革による工事期間の延長が避けられないことでございます。

延長決断の時期につきましては、本年8月に実施した、今後3年間の事業実施計画の査定に先立ち、担当部局より先ほど述べた理由により小中一貫校の開校時期を令和12年に延期せざるを得ないと説明を受けたときであります。

そして、延期が避けられないのであれば、早期に町議会議員及び住民の皆様にお知らせしなければならないと判断し、8月11日と20日に開催を予定していた町政報告会の場で報告することと、そして、町議会議員の皆様には町政報告報告会の前に報告することを決定いたしました。

次に、不審者対策についての御質問の1点目、本町における最近2年余りのトラブル事例はについてでございますが、最近2年間では、まれに窓口で苦情を受けることはありますが、来庁者と事件性のあるようなトラブル事例はございません。

次に、御質問の2点目、対策備品などの準備状況はについてでございますが、役場庁舎内に防犯カメラを設置しており、また、いざというときのためにさすまたを複数用意しております。

次に、御質問の3点目、対応訓練などの予定はについてでございますが、本町では、来庁者に対し窓口での丁寧な説明を心がけ、まず、事前にトラブルを防ぐことに力を入れております。

しかしながら、万一危険を伴うトラブルが発生した場合は、各部署において来庁者や職員が安全に避難、退避できるよう、具体的な行動を申し合せておく必要があり、指示したところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、学校再編の進め方についての御質問の2点目、小中一貫校のメリット、デメリットはでございますが、先ほどお答えした内容と同じになりますが、メリットといたしまして、小中一貫校では9年間を見通した目標と一貫した教育課程の下、小中間を縦断した柔軟なカリキュラムが設定できます。小学校から中学校への円滑な接続と児童生徒の異学年交流などにより、密接な人間関係をつくることができ、不登校の減少につながる事が期待されます。

小中学校の教員同士の連携により、9年間継続的に子供たちの成長を支援することができます。また、小中学生同士の交流が増えることで、小学生は中学生に憧れを持ち、中学生はリーダーシップを取る場面が増加することが考えられ、心の成長も期待されます。

一方、デメリットといたしまして、小学校高学年のリーダーシップを育てる機会が減少することが想定されます。また、場所によっては通学距離が遠くなるといったことが上げられます。

次に、御質問の3点目、建設予定地における法規制の洗い出しはについてでございますが、具体的には、都市計画法、建築基準法など、学校施設の建設に係る法的規制等がございます。

次に、御質問の4点目、通学方法の検討状況はについてでございますが、児童生徒の安全・安心な登下校は重要な課題であると認識しております。安全に通学できる方法を徒歩、自転車、スクールバス、鉄道などあらゆる交通手段の中で検討する必要があると考えております。教育委員会だけではなく、産業建設部の道路担当や総務部の交通担当などを含めた庁舎内検討部会での検討や、保護者や学校などの意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、日本福祉大学との協議状況はについてでございますが、日本福祉大学美浜キャンパス内での小中一貫校整備の円滑な推進を図るため、覚書に基づき、町と大学による施設整備に係るハード面と教育連携の検討を進めるソフト面の協議組織を設置し、話し合いを進めております。具体的には、既存施設の現地調査、

解体・改修時期など作業工程の確認、その他課題の洗い出し、これまでの教育連携の成果と検証、今後の取組などの確認作業など協議を進めております。

次に、御質問の6点目、住民、保護者及び子供たちの合意形成はについてでございますが、学校再編の当事者である保護者や児童生徒に意見を聞くことは重要なことだと考えております。これまで住民説明会のほか、保護者説明会、保護者アンケートなどを行っており、児童生徒についても学校再編についてのアンケート調査を行っております。

今後も魅力ある小中一貫校整備のため、基本計画案の策定の段階において、住民説明会を開催する予定をしており、その際に参加者等へのアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

再質問ありますか。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、順次再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、1項目めの学校再編の進め方について質問していきます。

町長は、事業実施計画の査定に先立ち延期の決断をしたと答弁されましたが、教育部局はいつの時点で令和10年の開校は難しいと判断しましたか。

○教育部長（谷川雅啓君）

令和10年度の開校が難しいと判断したのは、町の内部で協議して決定したものでございます。

教育部局といたしましては、令和10年度開校に向けて進めておりました。

○2番（茶谷佳宏君）

済みません、時期を聞いているので、いつということを答えてください。

○教育部長（谷川雅啓君）

時期といたしましては、町の方針が示された時期と同じでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

もう一度聞きます。町の方針が決まったのはいつですか。町長の答弁では、先ほど実施計画の査定に先立ちとありました。査定というのが8月ということで以前ありましたので、7月のいつ頃なのか、8月の頭なのかその辺を教えてください。

○町長（八谷充則君）

申し訳ないです。部長の答弁がちょっと分かりにくいと思うのですがけれども、茶谷議員も元職員ですでお分かりかと思いますが、実施計画査定というものは、まず担当のほうで案を作りまして、その案に基づいて部長あるいは副町長査定というものが行われます。そして、その部長査定、副町長査定が終わった後に、私の町長査定が行われるということでございます。そして、その部長査定、副町長査定というものは7月の頭から行われておりますので、当然その前の段階で、担当部局のほうはいわゆる資料として令和12年になるという資料を作っております。ただ、それが決定するかどうかというのは、副町長・部長査定においてそれが認められるか、そして最終的に私がそれを見て決定するかということになるということで、恐らく部長は私の決定の時期を言っていると思います。

したがって、担当部局としては7月にいわゆる実施計画査定を受ける資料を作成した時点で、これは難しいということは理解をしたと思いますけれども、そのことを説明して、いわゆる決裁をいただくというか、副町長が仕方がないねということで、そしてそれを私が資料として見て、確かに仕方がないねという形になったのは7月

の最終でございます。

○2番（茶谷佳宏君）

今の町長の答弁の中で、7月の上旬には教育部局では査定の資料を作ったということになるかと思いますが、町長部局ではなくて、教育部局では資料を作った段階ではもう難しいと判断したということで理解させていただきます。

それでは次に、建設業界の働き方改革はいつ決まったことか御存じですか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

働き方改革関連法につきましては2019年に施行されまして、建設業においては今年の4月1日から適用されております。

○2番（茶谷佳宏君）

2019年にこの法律が決まってということで今答弁いただきまして、ですから、昨日、今日このことが決まったわけではない。ただ、その施行がこの4月から始まるということでしたので、昨年策定された基本構想の中で、令和8年、9年の工事ということでスケジュールとしても書いてありました。その辺のことについて、基本構想の中ではこの工期については検討はされなかったんでしょうか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

ちょっと工期のことですので、私から説明させていただきます。

小中一貫校の建設に関する工期ですけれども、現在、建設する施設の規模や棟数というのは未定になっておりますので、今後つくる基本計画で出てくる建物の工期についてはもう現段階では未定になっております。

ただ、ネットとかで道路改良工事の例がありましたけれども、そちらで申し上げますと、以前丸1年の工期であったものが、一、二か月ほど長くなるというふうになっておりますので、そのように考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、もう一度確認しますけれども、この働き方改革によって、どのくらいの工事期間を延ばさないといけないと判断したんでしょうか。

2年延ばすということになると2年のうち工事期間はどれだけ延びるのかどうか。それが半年なのか1年なのか1年半なのか。どれくらい延びるから2年延ばすのかというのを判断したのかというのを説明してください。

○教育部長（谷川雅啓君）

当初2年と見込んでいたものを延期するということで、ちょっとネットで調べますと、1年に対して1か月から2か月というものが出てまいります。今、配置的には決まっておりますが、決まってきたら具体的になるかと思います。

ただ、もう一つ準備期間、引っ越し期間というものを見る必要がございますので、今の段階では3年、引っ越し期間も含めて準備期間も含めて3年ということで想定しております。

○町長（八谷充則君）

ごめんなさいね、私が資料として見ている範囲でお答えします。

私はその積算の中身は聞いておりませんが、工事に係る期間延長については半年というふうに聞いております。工事に係る期間半年、当初2年で見ていたものが2年半かかるということで、これをぎりぎり縮めるということは難しい。そして仮に縮めたとしても、例えば令和12年3月、いわゆる年度末ぎりぎりであって引っ越しの期間がないので、2年半工期を見て、あとの半年を引っ越し等に充てるという意味で部長は答弁しておりますので、お願いします。

○2番（茶谷佳宏君）

当初の計画の中でも、令和10年4月開校ということの中で、令和8年、9年の工事、その中には当然引っ越しの期間も入っていたのではないですか。

○町長（八谷充則君）

厳しいことを言うとそのとおりでございます。

ただ、私どもはいわゆるその令和10年という目標年次が決まっております、そこに合わせてぎりぎりではあるけれども、何とかこの期間でやろうということで、厳しいことは承知の上で2年間で何とか間に合わせようというところで組んでおりました。

○2番（茶谷佳宏君）

先ほど産業建設部長も答えられた一般的な話ということの中で、今回の小中一貫校がどれだけの規模のものになるのか、どれだけの工事になるのかが分からない中で答えられないというようなことを言われました。

そういう中で、工事の期間も含めて引っ越しも含めて、教育部長は3年に延ばすということの御答弁でよろしいかと思いますけれども、ただ、今年度において基本計画がある程度出てきた段階では、本当にスケジュールも含めてちゃんと見ていかないと、その辺のことについては大きな問題が出てくると思いますので、お願いしたいと思います。

それでは次に、この開校時期を2年間延ばすということについて、いつの教育委員会で協議されたのか説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

定例教育委員会は毎月開催をしております。

今回の町長、幹部会でというふうな話もありました。これ7月の終わりの幹部会で町の方針として2年間の延長を含めた開校時期の見直しというのを、町の方針として決定をして、その後、議員の皆さんに報告するタイミングと同時に、臨時の教育委員会、これ定例会は日にちが決まっておりますので、教育委員会の定例会ではなくて臨時の教育委員会、これは8月上旬に学校巡視といいまして、各小中学校全て老朽化また来年度の要望を聞く機会があります。教育委員会の皆さんと私ども教育委員会の事務局が全ての小中学校を回る機会があります。そのときに、教育委員の皆さんには私たちから今回町の決定したこと、また、議員の皆さんや町政報告会が8月上旬にありますので、そのときにこういう話をするということを教育委員の皆さんと話をしました。

○2番（茶谷佳宏君）

ただいまの8月上旬の臨時の教育委員会というのはいつ行われたのですか。また、それについては会議録、議事録等は出てくるのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まず、定例の教育委員会は議事録は公開しておりますが、臨時の教育委員会は議事録というのは公開をしていないものではありません。

日時でございますが、学校巡視、西部地区の小中学校と東部地区の小中学校、違う日にちにやっております、東部地区の学校巡視が7月30日。7月30日に東部地区の小中学校の学校巡視、それから西部地区の学校巡視が8月2日でございます。西部、東部とも地区の教育委員の皆さんがそれに参加をしますので、同じ内容を説明させていただいております。

○2番（茶谷佳宏君）

今の話ですと、東部と西部と別々の教育委員が参加されたということで、全員は集まっていないということで

よろしいですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

そのとおりでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

先ほど町長の答弁の中で、この実施計画の資料を教育部局が作ったのは7月上旬だということの中でいうと、7月19日に7月の定例の教育委員会が行われています。その議事録の中には、この2年間延ばすということは一切書いてありません。ですから、そういうことを教育委員会の中で審議されないまま進んできたということで間違いないですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

7月の定例会の時点では、開校時の見直しについて具体的な話は出ておりません。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは次に、メリット、デメリットについて質問させていただきます。

メリットとして、不登校の減少につながることを期待できると答弁されました。しかし、茨城県のつくば市では、小中一貫校や義務教育学校を進めてきたことにより不登校が増えて、茨城県は全国トップになったという調査結果もあります。このことを検証しましたか。

○教育長（伊藤 守君）

茨城県つくば市が小中一貫校や義務教育学校を進めてきたことによって不登校率が全国トップになったという調査結果があつて、それを検証されたかという御質問ですが、つくば市がある茨城県の令和4年度の児童生徒1000人当たりの不登校児童生徒数が全国で最多であったということは承知をしておりますが、市町村ごとの不登校率が公表されて比較されることはないと認識をしています。

また、不登校になる理由を特定することは難しく、幾つもの理由が重なり合っているケースも多いと考えています。つくば市が小中一貫校や義務教育学校を進めてきたことが理由で不登校率が全国的にトップになったという調査結果と分析、考察があれば、本町はそうならないように対策を講じたいと考えています。

○2番（茶谷佳宏君）

もちろん不登校を願うわけではありませんし、先ほど、最初の答弁の中で、不登校の減少が期待できるということの中でいうと、そういうようなこともあるということを承知した上で、今後どうしていくかということぜひ検討していただきたいと思います。

また、もう一つ、柔軟なカリキュラムが設定できるということは、9年間を4・3・2制にするということによってよかったでしょうか。

○教育長（伊藤 守君）

9年間を4・3・2制にするかという御質問ですが、そのようにする考えはございません。

小学校は6年間、中学校は3年間で考えております。小学校では児童会活動、中学校では生徒会活動を実施したり、小学校、中学校ともに入学式、卒業式をそれぞれで実施していくという考えでおります。

○2番（茶谷佳宏君）

最初の答弁のデメリットのところでも、小学校の高学年において、やはりリーダーシップや何かが低下してくるということも答弁の中でありました。また、全国的にもこの小中一貫校や何かを進めてきているところでは、そういう結果も、子供たちへのアンケートの中での結果も一部に出ているところもあります。

ですから、その辺、逆に4・3・2制を取った中でも6・3制に戻しているところもありますので、今、教育

長が言われたように、4・3・2制を取るのではなくて6・3制を取るということを言っていただきましたので、小学校の高学年の主体性、リーダーシップ、その辺についてはぜひ進めていけるのかなと思いますけれども、デメリットのところはやはりよく検討していただければと思います。

次としては、許可申請や届出の必要な土地利用の法規制は何がありますか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

土地利用の法規制につきましては、先ほど教育部長が申し上げた都市計画法の規制になります。

○2番（茶谷佳宏君）

そのほかには法規制はありませんか。

○都市整備課長（平野和紀君）

そちらにつきましては、今進めております基本計画によっても変わってきますが、例えば造成工事が多くある場合は砂防法だとか森林法、あと土壌対策汚染法等の規制がかかってくると思われます。

○2番（茶谷佳宏君）

今、都市整備課長が答えていただきましたように、建設予定地のところには砂防法の砂防指定区域、それから自然公園法の県立自然公園区域、それから森林法の地域対象民有林などがあるかと思いますが、そのほかにもどういふものがあるのか庁舎内で検討はもうされたのかまだされていないのか、それについてお答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

いろいろな土地の規制がございます。

これは、私たちは、日本福祉大学の美浜キャンパス内に候補地を決めておりますが、それ以前に複数の候補地、具体的には町の中央部と西部、奥田に近い西部エリア、河和地区のエリア、複数の候補地で考えておったときから、既にいろいろなところの土地の利用、法規制については検討しておりますので、当然、この日本福祉大学の当該のエリアの法規制についても検討を以前からしております。

○2番（茶谷佳宏君）

それならどういふ法律が該当しているのか、先ほど、都市整備課長が答えたのではなくて学校教育課長が答えられるはずだったんじゃないのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編につきましては、当然私たちは教育担当、教育委員会でございますので、私たちが主担当でございます。

しかしながら、学校づくりはこれまでもほかの議員さんからもありますように、全庁的に取り組んでおりまして、特に法規制、土地に関すること、都市整備課ですとか建設のほうの職員のこれまでもいろいろな建設工事にたけている職員の力を借りながら事業を進めておりますので、私たちも当然中心になっておりますが、全庁的に取り組んでおりますので御理解をお願いしたいと思います。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、通学方法について質問します。

庁内検討部会は何回実施されましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

庁内の検討部会でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げた庁内の部局を越えた横断的な組織、学校再編の推進委員会という委員会がございます。副町長をトップとしまして、関係部課長が所属する委員会がございます、その委員会の中の作業部会ということで通学路のワーキングチーム、作業部会を結成して、主に

担当係長、交通安全ですとか道路整備ですとかそういった係長が中心にやっております。現在、会議体としては2回開催をしております。各セクションの係長たちも自分の仕事もありますので、会議体としては2回ですが、メール等のやり取りで資料の交換をしながら調査研究をしているところでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、スクールバスの実現の可能性について、どのような検討をされたか説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

こちらにつきましても、ほかの議員の皆さんから以前に既に質問をいただいておりますので、重複するところもあるかもしれませんが、改めて御案内をさせていただきます。

通学方法、登下校は本当に本人にとって、保護者にとって、地域の皆さんにとっても一番大きな課題でありましたし、これまでも河和南部小学校と河和小学校の統合のときも最大の課題でありましたし、どうやってどこから乗るんだということを懸念してそれを解決、クリアして今も安全に登下校を行っていただいております。

スクールバスの実現の可能性についてどのような検討かということでございます。

先ほど、教育部長からありましたように、安全な登下校は、近い方は徒歩、自転車、それからスクールバス、鉄道も含めたあらゆる手段で検討しておりますが、バスの運行につきましてはドライバーの確保、バスの保有台数、またそのバスを購入するのかりえにするのかそういった運用方法の検討も必要です。庁内の検討部会ではなくて民間のバス会社、既に他市町でバスの運行をしている、そういった企業からもヒアリングしながら進めさせていただいております。

一体、児童生徒が学校までどれぐらいかかるのかと、時間のこと、それから費用のこと、補助金の活用なども含めた検討をしておるところでございます。

○議長（大寄暁美君）

茶谷議員、あと10分切れましたので。

○2番（茶谷佳宏君）

瀬戸市にじの丘学園は、計画ではスクールバスの通学でしたが、開校時には公共交通機関を使つての通学になってきました。しかし、本町ではスクールバスの計画が破綻すれば、日本福祉大学敷地内の計画自体が崩壊することになります。スクールバスはどこにつけるという考えで今いますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスをどこにつけるかということは、大学の敷地内のどこかということでよろしいかと思いますが、現在、一番安全な通学方法を検討しておる中で、議員の皆さんからの現地視察のアンケートにもありましたように、徒歩の方は正面から、自転車の方はこれまでも日本福祉大学の学生さんの駐輪場がございますのでそういったところから、少し分けた検討をしています。バスの入り口につきましては、これまで南門というところが意見があったと思いますが、果たしてそこが一番安全かどうかということをしかり検証して、適切に止められる、乗降ができるところ、安全なところがあれば、正面からも止めて安全に降りていただけて通学することも考えております。今の段階でははっきりとどこから入っていくということを、今もそれも検討しておりますので、今では決まっております。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、日本福祉大学との連携について質問します。

教育の連携について協議は始めているかと思いますが、具体的には教授会などと協議をして、連携する教育内容によって必要な施設も変わってくるかと思いますが。そのため早急にこのような、どういう連携ができるのか、

またそれによってどういう施設が必要なのか、そういうことを協議することは考えていますか。

○教育長（伊藤 守君）

お答えをいたします。

大学のほうとは協議をする場を設けておりまして、日本福祉大学の学長それから附属高校の校長などと、そこへ私も入りまして、どんな連携ができるんだろうということは少しずつですが、進めております。

そんな中で、大学の先生から特別支援教育にもっと関われるのではないかと、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを養成しているの、大学のほうで、教員とは違った視点で、会議に参加しているいろいろなアドバイスができるんじゃないかなという、そんな提案をいただいております。

それから、私からは、附属高校には全国レベルの部活動があるので、そういった部活動に中学生が参加できないかなということを投げかけさせていただきました。いろいろ課題はありますが、高校のほうからは段階を踏みながら可能性はありますねという回答をいただいておりますので、そういったことを今少しずつ進めております。それに伴って施設等も変わってくると思います。よろしくお願いします。

○2番（茶谷佳宏君）

時間がなくなってきましたのでちょっと急ぎます。

住民説明会は、今回発注した基本計画の委託の中では業者の支援は1回となっていますが、住民説明会は小学校区ごとに実施する予定はありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

住民説明会でございます。

現在基本計画の案をつくっております。これは、先ほど来ありますように、総事業費が幾らになるだろうか。また、新たにしっかりと事業計画を作って開校までのスケジュールをしっかりと組んでいくということも含めてつくっております。基本計画の案がある程度まとまってきた段階で住民説明会を予定しております。これはやはり、私たちも昨年度も6月には各公民館を回って説明会をしましたが、すごくあふれて、すごくやっぱり関心があった会場になかなか入れない、御迷惑をかけたものですから、2回目の秋にはサブアリーナで平日の夜と休みの日の昼間、日中と行ってまいりました。

今度の住民説明会につきましては、各小学校区ごとに説明会を実施していきたいというふうに考えております。

○2番（茶谷佳宏君）

基本計画案が出てきた段階で、そのとおり進めていいのかどうか賛否を問うようなアンケート、これを保護者、子供たちに実施する考えはありませんか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

児童生徒、それから保護者の皆さんにいろいろな意見を、これまでも説明会ですとか、この9月、10月にも各小学校を回ってPTAの保護者の皆さんに説明と、それから、参加者の皆さんに、保護者の皆さんにアンケートを取って広く意見を集めていきます。賛否を問うようなアンケートは予定をしておりますが、基本計画案についてのパブリックコメントという形で皆さんの意見をいただくような考えを持っております。

○2番（茶谷佳宏君）

年末から年始にかけて行われた保護者アンケートでは約30%の回答率でした。それが南知多町で、南知多町教育委員会が令和元年に実施した学校規模の適正化に関するアンケート調査、こちらを実施したときには、保護者の回答率は85.2%ありました。こういう高い回答率が得られるような工夫は考えますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

やはり私たちも学校再編につきましては、平成27年に人口ビジョンとか地方創生の計画を町でつくってから、学校教育はどうしていくんだということで取り組んでいます。

やはり具体的にいろいろ決まってくると関心もどんどん高まってくると思っておりますので、これからも丁寧に保護者の皆さんや住民の皆さんと対話を繰り返して関心を持っていただくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

あと2分あります。

○2番（茶谷佳宏君）

今日の一般質問の傍聴者のことを見ても分かるように、この問題というのは本当に住民の関心が高いということとはよく分かるかと思います。そのためにも、保護者、子供の意見をぜひ集約していただいて、本当に将来の美浜町をどうしたらよくなるのか、一つにすることによってある地域が寂れていくようなことのないように、美浜町が本当に豊かになっていくような町政をぜひ執っていただきたいと思いますので、その辺、教育部局だけでなく全庁的に考えていただきながら、ただ、そのときに1校がいいのかどうかということも踏まえて考えていただければと思います。

また、今日の同僚議員の質問にもありましたけれども、子供の数が減ってくるというのは、現実問題として誰もこれを否定するものでありません。そのためには、段階論も必要なこともあるかもしれません。その辺については保護者、子供、地域のやはり意見を集約した中で検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席に戻ってください。

〔2番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

これをもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、9月10日から9月11日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、9月10日から9月11日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。来る9月12日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後3時20分 散会〕

令和 6 年 9 月 12 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 9 月 12 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命について
日程第 2 同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命について
日程第 3 議案第 42 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 4 議案第 43 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第 44 号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第 45 号 町道路線の廃止について
日程第 7 議案第 46 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第 47 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9 議案第 48 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10 認定第 1 号 令和 5 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 5 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 令和 5 年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について
日程第 11 発議第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
発議第 4 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（11 名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 崙 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
8 番	森 川 元 晴 君	9 番	廣 澤 毅 君
10 番	荒 井 勝 彦 君	11 番	大 岩 靖 君
12 番	野 田 増 男 君		

◎ 本日の欠席議員（1 名）

7 番 中須賀 敬 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22 名）

町 長 八 谷 充 則 君
教 育 長 伊 藤 守 君
厚 生 部 長 中 村 裕 之 君
教 育 部 長 谷 川 雅 啓 君
地 域 戦 略 課 長 下 村 充 功 君
税 務 課 長 山 本 圭 介 君
福 祉 課 長 三 枝 美 代 子 君
環 境 課 長 百 合 草 俊 晴 君
建 設 課 長 平 野 恵 司 君
水 道 課 長 竹 内 健 治 君
学 校 教 育 課 長 近 藤 淳 広 君

副 町 長 杉 本 康 寿 君
総 務 部 長 宮 原 佳 伸 君
産 業 建 設 部 長 茶 谷 昇 司 君
総 務 課 長 大 松 知 彰 君
防 災 課 長 三 枝 利 博 君
住 民 課 長 柴 田 香 緒 君
健 康 ・ 子 育 て 課 長 藪 井 幹 久 君
産 業 課 長 富 谷 佳 成 君
都 市 整 備 課 長 平 野 和 紀 君
会 計 管 理 者 富 谷 佳 宏 君
生 涯 学 習 課 長 戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 宮 崎 典 人 君

議 会 係 長 江 本 真 実 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様、御出席をいただきありがとうございます。

また、早朝よりお越しいただきました傍聴者の方々も、ありがとうございます。

会議に先立ち、お願いいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。御理解、御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日、中須賀敬議員より、本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

ここで、丸田議員より先日の一般質問における発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

丸田議員、発言してください。

○４番（丸田博雅君）

先日の、9月9日ですが、一般質問の中で、宮崎県の日向灘沖で発生した地震で、宮城県と発言してしまいましたので、訂正をさせていただきます。

また、東日本大震災、十数年前になりますが、宮城県の山元町の話をしていただいたときに、学校で部活中に子供たちが津波から逃れるため体育館の屋根裏に避難したと発言をいたしました。後、調べてみまして、正

しくは校舎の屋根裏でしたので、併せて発言を訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

それでは、日程に入ります。

日程第 1 同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命について

○議長（大寄暁美君）

日程第 1、同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 2 同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（大寄暁美君）

日程第 2、同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（大寄暁美君）

日程第3、議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質問させていただきます。

1点目、改正の「資格確認書等」の内容として、資格確認書以外に何が含まれますか。

2点目、現在交付されている被保険者証の有効期限はいつまでですか。

3点目、資格を喪失した場合、被保険者証は回収しますか。

4点目、後期高齢者医療被保険者のうち、マイナ保険証へのひもづけ者数及び率はどのくらいありますか。

5点目、後期高齢者医療被保険者のうち、マイナ保険証の利用率はどれだけありますか。

以上、質問させていただきます。

ただ、質問以外にもう一つ要望としまして、今回、別表第1の部分についての新旧対照表がついていないので、次回からは新旧対照表をつけていただきたいということを要望させていただきます。

○住民課長（柴田香緒君）

まず、1点目の資格確認書以外に何が含まれるのかについてですが、マイナ保険証の登録のある方へ交付される資格情報のお知らせ及び保険料の滞納者への特別療養費の支給に変更する旨の事前通知が含まれます。また、返還に関わる部分につきましては、当面の間、現行の保険証も含まれます。

2点目の被保険者証の有効期限については、令和7年7月31日です。

3点目の被保険者証の回収についてですが、資格喪失の手続の際に回収します。

4点目のマイナ保険証へのひもづけ者数及び率についてですが、令和6年6月末時点で被保険者数3,997人のうちひもづけされている方は2,266人で、登録率は56.69%となっております。

5点目のマイナ保険証の利用率についてですが、令和6年6月診療分で5,878件のうち320件の利用があり、利用率は5.44%となっております。

○厚生部長（中村裕之君）

先ほど茶谷議員から御要望いただきました改正条文の関係で、新旧対照表のほう、今後つけさせていただきたいと思います。今回、条例本文の改正で内容を説明させていただきました。今後はつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

今、答弁で、返還に当たっては、当面の間、被保険者証も含むということで言われましたけれども、それは広

域連合から文書等で来ているものでしょうか。

○住民課長（柴田香緒君）

被保険者証の部分につきましては、後期高齢者医療の課長会議で口頭で説明があった部分になります。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場で討論します。

先ほどの質疑の中でもありましたように、被保険者証の有効期限は、来年7月31日までであります。この有効期限があるにもかかわらず返還の受付事務から除くことは正しくありません。口頭で説明があったということですから、その部分については規約の中でしっかりと書く必要があるかと思います。また、引渡事務から被保険者証を除くことについては、高齢者の利便性及び医療機関の窓口の混乱を招くもとになります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第4、議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第43号の質問をさせていただきます。

1点目、現在交付されている被保険者証の有効期限はいつまでですか。

2 点目、資格を喪失した場合、被保険者証の返還を求めることはないのですか。

3 点目、国民健康保険被保険者証のうち、マイナ保険証へのひもづけ者数及び率はどれだけですか。

4 点目、国民健康保険被保険者のうち、マイナ保険証の利用率はどれだけですか。

○住民課長（柴田香緒君）

まず、1 点目の被保険者証の有効期限については、令和 7 年 7 月 31 日です。

2 点目の被保険者証の返還についてですが、有効期限内の被保険者証については、資格喪失後、医療機関で使用されないため、資格喪失の手続の際に回収します。

3 点目のマイナ保険証へのひもづけ者数及び率についてですが、令和 6 年 6 月末時点で被保険者数 4,226 人のうちひもづけされている方は 2,579 人で、登録率は 61.03% となります。

4 点目のマイナ保険証の利用率についてですが、令和 6 年 6 月診療分で 4,472 件のうち 527 件の利用があり、利用率は 11.78% となっております。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 5 議案第 44 号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第 5、議案第 44 号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第 45 号 町道路線の廃止について

○議長（大嵯暁美君）

日程第 6、議案第 45 号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第 46 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（大嵯暁美君）

日程第7、議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

1点だけ伺います。

補正予算書の23ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、16節公有財産購入費、土地購入費の5,409万4,000円、多世代交流施設整備事業、この土地の購入費ですけれども、これ、以前の名称「こども家庭センター」建設用地を随分以前から河和台にということも伺っております。建設用地、地名、地番、面積、それから現段階でお答えできれば結構ですけれども、坪当たり単価がどのくらいの想定をされているんでしょうか、お尋ねをいたします。お願いいたします。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

それでは、こども家庭センター建設用地についてという形の御質問でございますが、以前はこども家庭センター建設となっておりましたけれども、現在は多世代交流施設としておりますので、多世代交流施設建設用地ということでお答えをいたします。

御質問につきましては、この補正予算をお認めいただいた後に決定していくという内容も含まれております。補正予算可決後に役場内部手続としまして、美浜町土地価格調整会議で購入価格等々決めまして、その後、土地所有者と売買契約の手続を進めていくという流れになります。建設予定としておりますのは、先ほど荒井議員も少し言われましたが、河和台地内ということでございます。面積は約1,500平米、坪にすると450坪ぐらいということをご予定しております、この補正予算案の金額内で購入する予定ということでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、同じく23ページの3款、2項、1目児童福祉総務費において、多世代交流施設整備事業は、具体的にはどのような施設なのか。それから、財源はほとんどが町債となっていますが、補助金はないのですか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

それでは、引き続き多世代交流施設についてお答えをいたします。

この施設は、地域住民が相互に触れ合うことのできる交流の場として多世代交流型の子育ての拠点という形を構築しまして、地域福祉の向上を図るための機会の提供と、子育てを総合的に支援する場所として整備する予定でございます。具体的には、子育て相談が気軽にできる窓口であったり、季節や天候にかかわらず子供が快適に遊べる屋内遊戯施設という形のスペース、また、子供の居場所として地域交流ができるスペース、子供を見守りながら安心して働けるコワーキングスペース、そういった設備を予定、検討しているところでございます。

財源につきましては、今回の実施設計、土地購入では、主に起債としておりますけれども、この起債につきましては交付税措置を受ける予定をしております。さらに、設計した後の工事費用の財源の一部につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を見込むなど、できるだけ有利な財源が確保できるよう調査研究しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

繰り返しになるかもしれませんが、具体的には、先ほど4つぐらいの項目で言われましたけれども、今ある施設として、例えば児童館ですとか子育て支援センター、そういう名称でいくと、どういうものになるのか、お答えいただいてよろしいですか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

具体的な形で申し上げますと、子育て、今、河和保育所の隣にあります児童館のところにございます子育て支援センター、名称は違って来るかもしれませんが、児童館的に使う場所、また、いろいろな相談を行うという場所は今までのところにはございませんでしたので、そういった場所、スペースですね、そういったことを考えております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第8 議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大寄暁美君）

日程第8、議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第47号の令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質問します。

43ページにあります1款、1項、1目一般管理費において、資格確認書等の印刷と説明されましたが、6月補正のときにシステム改修で同様のものを、この資格確認書の印刷できるようなシステム改修をということで、6月補正で出てきています。同時に出せなかった理由は何かあるのでしょうか。

○住民課長（柴田香緒君）

6月補正でシステム改修費と同時にできなかった理由についてですが、当初はシステム改修も9月補正で行う予定でございましたが、システム改修に一定期間を要することから、9月補正では間に合わないため、システム改修のみ6月補正としたこと、また、資格確認書のサイズ等について愛知県の方針が示されたのが4月末頃であり、業者との打合せなど、6月補正に間に合わなかったためでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大寄暁美君）

日程第9、議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまで7件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第10、認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いします。

この議案は決算審査であり、令和5年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼ですので、一般質問にならないように注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されています。議員各位においては、この点によく留意して、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、認定第1号の一般会計の歳入歳出決算について質疑させていただきます。

1点目、主要施策の60ページ、歳出の2款総務費になりますが、そちらにありますマイナンバーカードの令和5年度末の交付枚数につきましては書いてあります。それから、令和5年度末時点の交付率も書いてあります。ただ、これまでの延べでの交付件数は何件になるのか、説明してください。

2点目、決算書の113ページ、歳出の3款民生費ですけれども、こちらの低所得世帯支援給付金給付事業において、住民税非課税世帯の給付金の過年度分の返還金が155万円あります。このうち回収できたのは幾らか、説明をお願いします。

3点目、主要施策の71ページ、歳出の3款民生費、老人福祉事業において、老人福祉電話及び緊急通報装置貸与事業において、貸与実績が前年度に比べて減少している理由は何ですか。

4点目、主要施策の73ページ、歳出3款民生費、こちらの老人福祉事業、高齢者タクシー料金助成事業の延べ件数や、利用率が減少している理由は何ですか。

5点目、主要施策の87ページ、歳出の3款民生費、福祉医療費支給事業、こちらの一般不妊治療費の助成件数が6件ありましたが、そのうち母子手帳の交付を確認できた件数は何件ですか。

6点目、主要施策の95ページ、歳出の3款民生費、児童発達支援事業、こちらにおいて、定員を15人に増やし

たという説明があり、それから利用者数が18人となっております。こちらについて、1日最大は何人、人数を受け入れたのですか。

7点目、主要施策の116ページ、歳出の4款衛生費、浄化槽整備事業、こちらにおいて、生活排水処理計画に基づく目標である処理率70%を達成するためには、あと約何基の転換が必要となりますか。

次、8点目、決算書の149ページ、こちらの歳出4款衛生費、ごみ減量化事業、こちらにおいて、指定ごみ袋作製委託料が半減した理由は何ですか。

9点目、主要施策122ページ、歳出4款衛生費、知多南部衛生組合分担金、こちらにおいて、ごみ処理の状況で、ミックスペーパー、プラスチック製包装容器ともに前年対比が減少しています。PRはどのようにやって、十分できたのか、その辺のことで説明をお願いします。

○住民課長（柴田香緒君）

まず、1点目のマイナンバーカードの交付枚数についてですが、令和6年3月31日現在の延べ交付枚数は1万7,386枚となっております。

○福祉課長（三枝美代子君）

それでは、次の、決算書113ページ、低所得世帯支援給付金給付事業の住民税非課税世帯給付金補助金過年度返還金の回収した金額についてですが、こちらの返還金155万円のうち、租税公課による誤支給の外国人世帯は15世帯、各1世帯10万円の150万円でした。そのうち2世帯の20万円が返還されております。155万円のうち5万円は、5万円の給付金を受け取った方が必要がないとのことで返納された分でございます。

次の、113ページと主要施策71ページの老人福祉電話及び緊急通報装置貸与事業において貸与実績が減少している理由にはついては、こちらの事業については、各家庭の固定電話回線を使用しております。固定電話回線ですが、光回線には対応していないということで、家庭電話の撤去が主な理由と考えられます。また、携帯電話の利用や死亡、施設への入所、転居等もございました。

次に、決算書115ページ、主要施策73ページ、高齢者タクシー料金助成事業の延べ件数や利用率が減少している理由でございます。高齢者タクシーチケットの交付について、介護保険事業の9期計画の事前アンケートの中での回答で一番多かった回答として、もしものときの保険として持っているというケースが多いことが分かっております。また、今年度交付時にも聞き取りを行ったところ、そういった方が多かったということです。ただ、令和5年度の申請者434人中、10枚以上チケットを利用した方は25人、3枚以下の方が43人というところからも、やはり保険として持っているという方が多かったと考えられます。

○住民課長（柴田香緒君）

次の決算書121ページ、主要施策87ページの福祉医療費支給事業の一般不妊治療費助成件数6件のうち、母子手帳の交付確認ができた件数についてですが、2件であります。この2件の方については、無事出産されております。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

次に、主要施策の95ページ、児童発達支援事業、わかば園の利用人数について、お答えをいたします。1日最大受入れということでございますが、最大で定員の15人を受け入れて利用してもらっております。なお、この利用者数が延べ18人となっておりますのは、年度途中でわかば園から退園されたり、その後、その空きの枠に別の子が入園されたりということがございましたので、これらの移動分まで含めると、延べ18人となったものでございます。

○環境課長（百合草俊晴君）

次に、決算書の147ページ、主要施策116ページ、浄化槽整備事業でございます。生活排水処理計画に基づきます目標である処理率70%達成のためにあと何基転換が必要かという御質問ですが、令和5年度の末の時点において、人口が2万737人、そのうち水洗化・生活雑排水処理人口、いわゆる汚水処理人口が1万2,920人、生活排水処理の率は62.3%でございました。この人口において処理率を70%としますと、汚水処理人口が1万4,516人となりまして、残り1,596人分の転換が必要で、この1,596人分について、例えば浄化槽1基で4人分を処理すると仮定をしますと約400基の転換が必要ということになります。

次に、決算書の149ページ、主要施策の119ページ、ごみ減量化事業でございます。指定ごみ袋作製委託料が半減した理由でございます。令和4年度には1,163万8,000円に対しまして令和5年度は669万9,000円、対前年比で57.5%でございました。毎年、指定ごみ袋の作製数につきましては、在庫の状況、販売の見込み数に応じて、その種類、作製数を調整して発注をしております。令和5年度においては、当初の見込みより販売枚数が少なかったことに伴いまして、在庫が多くあったため、発注数が少なかったことによるものでございます。

次の御質問、決算書の149ページ、主要施策の122ページでございます。知多南部衛生組合分担金、ミックスペーパーとプラスチック製容器包装ともに前年対比減少していると、PRの方法についての御質問です。主要施策の122ページの表ですが、知多南部衛生組合に搬入されましたごみの量について、令和4年度と5年度の比較の表となっております。御覧いただきますと、ミックスペーパーとプラスチック製容器包装に限らず、家庭から出されましたごみ、ほとんどの分類について減少をしております。ミックスペーパーとプラスチック製容器包装の量の減少は、有料化の開始後2年目を迎えまして、分別の意識の低下ということも考えられる要因ではございますけれども、有料化によって、ごみを出さない買物をするという意識の変化であったり、物価の高騰による買い控えなどによって、ごみ量の全体が減少したのではないかと考えております。

今後とも、知多南部衛生組合、あるいは知多南部広域の環境組合とも協力して、より資源化できるよう分別の徹底について広く周知を行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、決算書の175ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、16節公有財産購入費、29万510円、これについてちょっとお伺いいたします。

これは、県の工事に伴って道路内民地であるということが判明したために購入したものであるという説明を受けました。主要施策では13.90平方メートルかな、これ、もう少し詳しく、分かりやすく説明をしていただきたいということと、民地であるということで、道路内民地であるということが判明したということで、課税をされて、固定資産税が課税をされとったんでしょうか。もし課税をされていたのであれば返還をされたのか、その辺のところも併せてお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

今回購入した土地は、これまで町としては道路用地として認識しておりまして、また、購入させていただいた相手方も同様に、そこの部分は道路用地だという認識をしていた箇所でございます。ところが、今回、愛知県が

砂防指定用の工事のために工事予定区域全体を、境界を測量調査したところ、敷地境界が全体的に道路側にずれてきたところで確定したということが原因でございます。したがって、固定資産税については、賦課期日の1月1日現在に所有している方に1年分課税されるということでございますので、税額は申し上げられませんけれども、一筆丸々課税されまして返還もございませんので、よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは2つ、お尋ねをいたします。

決算書の195ページ、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、12節委託料、家具転倒防止対策事業委託料9万8,753円、この金額は、主要施策の成果・実績報告書の167ページでは、設置件数7件の委託料が9万5,653円となっております。この差額の3,100円が生じている理由をお聞かせいただきたいと思います。私も、少しばかり何がしか思い当たる場所がありますけれども、改めて説明をしていただきたいと思います。また、当初の予算額28万6,000円、これだけに対して僅か3分の1の実施状況、これをどのように捉えておりますでしょうか。

2つ目です。決算書の205ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料のプール使用料35万2,000円、これ、当初予算に計上されていなかったと思いますが、もし補正か何かに計上されていれば、再度その旨の説明をしていただきたいことと、これ、恐らく日本福祉大学の温水プールを使わせていただいたことによる賃借料でしょうが、どこの学校が何日間で、延べの利用人数、これは何人だったのでしょうか。それと、その中には指導する教員もひょっとして含まれているのか、恐らく、見ていないので分かりませんが、学生さんか何かが指導のアシスタントについていただけるとか、そういうところが、恐らく授業の一環としてやっていただけることで、美浜町が使用料をお支払いすることはないと思いますが、今後、小中一貫校が日本福祉大学キャンパス内に建設される場合に、このプールも使わせていただくことになりますので、そのときの参考のためにお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○防災課長（三枝利博君）

それでは、私から9款の消防費について説明をさせていただきます。

まず、決算書の195ページと167ページの主要施策、こちらの差額についてでございますが、主要施策に記載のあります設置件数7件、これ以外に、実は申請者の申出によります工事の中止が1件ありました。これは、申請者から電話で受付をした後、委託先の商工会より選定されております認定業者が現場確認を行いまして、工事方法の説明をした際に、申請者より工事の中止を申し出されたということでございます。そういったことによりまして、美浜町の家具転倒防止器具設置事業実施要綱、ここには、現場確認をした結果、固定工事を施工しないこととなった場合には、1時間に当たる工賃相当額のみを委託料とする、工賃相当額につきましては消費税及び地方消費税を含み30分当たり1,550円とすると、こういう定めがあるため、3,100円を委託料として商工会に支払いをしております。そのため、家具転倒防止器具設置実績の7件とは別に委託料3,100円が生じており、これが主要施策と決算書の委託料の差額になります。

また、当初予算額の3分の1の実施状況、これをどう考えているかということの質問でございますが、令和5年度につきましては、町の広報、ホームページ、また、ケーブルテレビ等、また、各地区で行われます防災訓練、こちらでしっかりとPRさせていただきました。しかし、思ったより申請が伸びないと感じておりましたが、今年の1月の能登半島地震、8月の南海トラフの臨時情報発表、これによりまして防災意識が高まり、今年度はかなり申請が増えている状況でございます。口コミによります利用者が多いということを伺っておりますので、自主防災会や委託先の商工会としっかりと打合せをし、連携を図ることで、住民への制度周知及び防災意識の向上を図って、申請者の増加につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

続きまして、2点目の御質問でございます。

決算書205ページの小学校費の中のプール使用料についてでございます。こちらにつきましては、議員のおっしゃられるとおり日本福祉大学の室内温水プールの利用でございます。野間小学校1校が、全学年、全児童が112名おりますが、5日間使用したプール使用料でございます。なお、このプール使用料につきましては利用人数ではなくて、利用時間で決まります。日本福祉大学の施設使用の規定に従いましてプール使用料を支出したものでございまして、利用人数ではなく利用時間で決まっております。1日当たり7万400円で積算をしまして、5日間で35万2,000円のプール使用料をお支払いしたということでございます。

なお、当初予算の策定時には、まだ日本福祉大学のそういう利用規定というのが決まっておりませんで、野間小学校がプールをやる見込みで、プールの水道代とか修繕費、プールを維持するには修繕が要りますので、この夏にプールをやるなら修繕費ということで見込んでいたお金、これを実は流用してしまして、203ページで流用額、32万7,000円の流用とありますが、これは野間小学校のその夏に使わなかったプールの水道代及びプールの修繕料から流用をさせていただいております。

○10番（荒井勝彦君）

それでは2回目、今の家具転倒防止のことについて、2回目の質疑をさせていただきたいのですが、この3,100円の差額というのは、私も実は家具転倒防止取付け業者の一人でございますので、ある業者の方からこういうことがあったと伺いました、ある業者の方ですけれども。この3,100円の差額というのは、やっぱり実績積んでできなかったという実績ですので、どこかにやっぱり分かりやすく明示していただきたいなと思います。それと、やっぱり課長がおっしゃられたように口コミが非常に効果的だと思いますので、今後も商工会とも連携を深めて、それなりに進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

もし答えられれば結構ですけれども、そのようにしていただきたいですけれども、実績としては、やっぱりどこかで分かりやすく明示できることはできなかったんですか。

○防災課長（三枝利博君）

今、荒井議員おっしゃられたんですけれども、一応、この家具の固定を実績でやった人に対しての委託料ということで載せさせていただいたんで、取りあえず家具取り付けしていなかったんで、今回は外させていただいたということで御了承ください。よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、主要施策の174ページ、10款教育費、いじめ不登校対策事業、こちらにおいて、ホープみはま通室児童生徒、こちらが6人いるということで記載されていますが、このうち学校生活に戻れた人数は何人でしょう

か。

次に、こちらについて、今のいじめ不登校対策事業のところになるかと思うのですけれども、主要施策にはちょっと記載がないものですから、資料にはありませんが、令和5年度の不登校児童生徒数は何人でしょうか。

それから3点目として、主要施策の181ページ、教育費、社会教育推進事業、こちらにおいて、河和南部文化交流館の展示室の利用が書いてあります。こちらは何を展示していたのか、これが常設展示なのか、その辺について説明をしてください。

それから4点目、主要施策の190ページ、教育費、こちらの図書館運営事業において、年間個人貸出人数、冊数、入館者数が前年より減少していますが、その理由は何ですか。それから、利用者数を増やす努力はどのようなことをされましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、茶谷議員の御質問の1点目と2点目については私からお答えさせていただきます。

まず、主要施策174ページでございます。いじめ不登校対策事業の中のホープみはま通室児童生徒の推移の中で昨年度6名ということでしたが、学校生活に戻れた人数はということでございました。6名のうち2名が、完全ではありませんが、時々登校できるようになったとホープみはまから聞いております。

それから、2点目でございます。不登校児童の児童生徒数ということでございました。令和5年度小学校が29名、中学校が38名でございました。

○生涯学習課長（戸田典博君）

それでは、私から3番目、4番目について御回答をさせていただきます。

まず、3番目の主要施策181ページ、河和南部文化交流館の展示は何を展示いたしましたか、また、常設展示でしたかということにつきまして、令和6年3月1日より美浜町の歴史と河和海軍航空隊についてを紹介する展示を、現在常設展示として実施しております。また、9月3日から12月19日まで交流館のロビーにおきまして、美浜で生まれた4コマ漫画「ほのぼの日記」昭和と令和編を開催しておりますので、併せて御覧いただければと考えております。また、今後におきましても、いろいろな展示をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、御質問の4点目、主要施策190ページ、図書館の年間個人貸出人数、冊数、入館者数が前年度より減少している理由、また、利用者を増やす努力はということで、昨年からの増減を比べてみると、年間の減少の多い世代といたしましては、貸出人数、貸出冊数とも、7歳から12歳、また、12歳から40代の減少が高くなっております。ただ、こちらの減少についての明確な理由については不明でございますが、今後、こちらの減少した利用者を増やす努力といたしましては、話題の本の紹介をする特設コーナーの設置をしたり、また、子供の司書体験、働き方体験などの、図書館に興味を持っていただけるようなイベントの開催、さらには、小中学校、保育所との連携事業を今後も引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって、認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、国民健康保険特別会計の決算認定について質問させていただきます。

1点目、こちらは決算書の247ページ、主要施策の214ページにあります歳入で、こちら、不納欠損額が令和4年度の約2.2倍と増えています。その理由は何ですか。

2点目、決算書の247ページ、主要施策の214ページ、歳入で、収納率、こちらについても、現年の課税分、滞納繰越分ともに収納率が低下した理由は何ですか。

それから3点目、主要施策の214ページ、歳入で、コンビニ及びスマホ決済、こちらのスマホ決済が令和4年度に比べて減少した理由は何ですか。

それから4点目、決算書の241ページ、こちらにおいて、国民健康保険事業費納付金、こちらがあるんですけども、こちらは国民健康保険税が前年度に比べて減少しています。それから保険給付費、いわゆる医療費ですけども、こちらも歳出で減少しています。にもかかわらず、この国民健康保険事業費納付金、こちらが増加した理由は、こちらは県から来た金額を払うだけになっているかと思えますけれども、分かれればこちらについて説明をお願いします。

○住民課長（柴田香緒君）

1点目の決算書247ページ、主要施策214ページ、国民健康保険税の不納欠損額が増えた理由についてですが、無財産、財産がないことにより徴収できない方の時効による徴収権の消滅分が大幅に増加したことによるためです。

2点目の収納率が低下した理由についてですが、現年度課税分につきましては、年金からの天引きによる特別徴収及び口座振替による納付方法の方が令和4年度より2.3%減少したこと、また、滞納繰越分につきましては、高額滞納者の収納率が7%減少していることが要因です。

次の、3点目のスマホ決済が減少した理由についてですが、令和5年4月より地方税統一QRコードによる共通納税が始まったため、QRコードを使った納税が増え、バーコードを使ったスマホ決済が減少したと考えられます。

4点目の国民健康保険事業費納付金が増加した理由についてですが、納付金につきましては愛知県が算定をしております。令和5年度納付金の算定においては、県全体の前年度までの状況を反映して算定しており、過去の医療実績から1人当たり保険給付費が増加すると見込んだこと、また、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことにより後期高齢者医療制度への支援金の見込みが増加したことによるものでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって、認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第11 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める
意見書についてから

発議第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてまで

○議長（大寄暁美君）

日程第11、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。9番、廣澤毅議員、説明をお願いします。

〔9番 廣澤毅君 登壇〕

○9番（廣澤 毅君）

それでは、発議第3号について提案理由を説明させていただきます。お手元のタブレットで、発議第3号を開きください。

発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員、廣澤毅。提出者、美浜町議会議員、森川元晴、同じく

橋場友昭、野田増男。

提案理由。

この案を提出するのは、国において、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからである。

詳しくは、次のページに意見書案が載っていますので、よろしくお願いいたします。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

なお、本案は議会運営委員会として提案するものであり、議員の皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 4 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。8 番、森川元晴議員、説明をお願いします。

〔8 番 森川元晴君 登壇〕

○8 番（森川元晴君）

発議第 4 号について提案理由を説明させていただきます。発議第 3 号に続きまして、タブレットの発議第 4 号をお開きください。

発議第 4 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員、森川元晴。提出者、同じく美浜町議会議員、野田謙弥、同じく橋場友昭。

提案理由。

この案を提出するのは、「再審格差」と言われる不平等をなくし、多様性や尊厳の自由が求められる昨今、人権保護及びえん罪犠牲者救済の観点から、国及び関係機関において、諸課題の整理を進め、再審法の改正を速やかに行うよう強く要望する必要があるからである。

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣であります。

様々な意見が、考えがあると思いますが、せっかくの機会でありますので、意見書（案）を読ませていただきます。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）。

再審は、罪のない者が救済されるべき最後の砦であります。本年6月9日、中日新聞社説に掲載された「元死刑囚が語った死刑」の内容を紹介させていただきます。

元死刑囚の赤堀政夫さん。1954年、静岡県島田市で女兒が殺された「島田事件」で死刑が確定したものの、1989年に再審無罪で釈放されました。25歳で逮捕され、釈放されたのは35年近くたった59歳の時でありました。インタビュー取材で赤堀さんは、獄中での恐怖、絶望の日々を語り、また、刑事司法や再審制度の問題点も指摘されました。まずは、不条理な取り調べ、署長らが想像で事件の順序を書いて読み上げ「その通りにしゃべれ」と命じたそうです。また、釈放後、その当時のマスコミ報道で「灰色の無罪」とまで言われ苦悩の日々を過ごし「名誉」さえ失われたと言い、94歳で亡くなられた赤堀さんですが、無罪の前に「無実」だと語り「青春を返してほしい」と語られた言葉が印象的であり、「客観証拠は全くなく強制された自白だけが根拠の死刑判決でした」と、支援団体は語られています。

永い年月をかけて再審が決定されても、検察官の不服申し立てによる再審開始決定の取り消しや審理の長期化、さらに再審手続きのルールが明文化されていないために、「再審格差」と言われる不平等が生まれる原因となっています。したがって、多様性や尊厳の自由が求められる昨今、人権保護及びえん罪犠牲者救済の観点から、国及び関係機関において、諸課題の整理を進め、再審法の改正を速やかに行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月12日。愛知県知多郡美浜町議会。

以上であります。議員の皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

これで提案理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。最初に反対討論ですけれども。

○2番（茶谷佳宏君）

賛成の討論をします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論は。なければ、では賛成討論をお願いします。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

冤罪に苦しむ人、そしてその家族がいることを御存じですか。再審は、罪のない者が救済される最後のとりでであります。再審は、誤判決により有罪判決を受けた冤罪犠牲者を救済することを目的とした制度であるにもかかわらず、現行の法律では捜査等で集められた全ての証拠を開示する義務規定が存在しません。今回の意見書において、検察官の不服申立ての制限、禁止及び再審における手続の整備を求めるものであります。長年冤罪に苦しむ人の救済の観点から、速やかに制度の改正が必要と考えます。

以上の理由を述べて、本意見書の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより、発議第4号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月13日から9月19日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、9月13日から9月19日までの7日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る9月20日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時17分 散会〕

令和 6 年 9 月 20 日（金曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 6 年 9 月 20 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第 43 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 45 号 町道路線の廃止について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 46 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 47 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 48 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 5 認定第 1 号 令和 5 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 6 認定第 2 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 7 認定第 5 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 5 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 5 年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 8 議員派遣の件について

日程第 9 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（11名）

1 番 都 筑 新 悟 君

2 番 茶 谷 佳 宏 君

3 番 大 寄 暁 美 君

4 番 丸 田 博 雅 君

5 番 橋 場 友 昭 君

6 番 野 田 謙 弥 君

8 番 森 川 元 晴 君

9 番 廣 澤 毅 君

10 番 荒 井 勝 彦 君

11 番 大 岩 靖 君

12 番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（1名）

7 番 中須賀 敬 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２２名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	宮 原 佳 伸 君
厚 生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	茶 谷 昇 司 君
教 育 部 長	谷 川 雅 啓 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
地 域 戦 略 課 長	下 村 充 功 君	防 災 課 長	三 枝 利 博 君
税 務 課 長	山 本 圭 介 君	住 民 課 長	柴 田 香 緒 君
福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君	健 康 ・ 子 育 て 課	藪 井 幹 久 君
環 境 課 長	百 合 草 俊 晴 君	産 業 課 長	富 谷 佳 成 君
建 設 課 長	平 野 恵 司 君	都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君
水 道 課 長	竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者	富 谷 佳 宏 君
学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君	生 涯 学 習 課 長	戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	宮 崎 典 人 君	議 会 係 長	江 本 真 実 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

おはようございます。

議員並びに執行部の皆様、御出席いただきありがとうございます。

また、傍聴、ありがとうございます。

会議に先立ち、美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力お願いいたします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日、中須賀議員より、本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第 43 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから

議案第 44 号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてまで 2 件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第1、議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから議案第44号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月17日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員5人の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから議案第44号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてまでの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第43号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ですけれども。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

現在交付されている被保険者証の有効期限は令和7年7月31日までであり、資格を喪失した場合に返還を求めるにもかかわらず、今回の改正で被保険者証を除く変更は正しくありません。資格を喪失し、返還を求めた際に応じないということは、誤って被保険者証を使用されるもとになります。そのため、保険給付費の過誤給付となり、費用面及び事務面において増えるもととなります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第43号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号 町道路線の廃止について

○議長（大寄暁美君）

日程第2、議案第45号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月13日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席者の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開催し、慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第45号 町道路線の廃止についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

開発予定区域内である道路を町道として使わなくなるために払下げをするのかとの質疑があり、払下げは終了しているとの答弁がありました。払下げしたということは、町道認定したまま払下げしたのかとの質疑があり、開発業者から払下げの要望があり、地元区長の承諾ももらい、払下げを実行した。廃止認定の手続を失念したた

め今回上程したとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷議員。

○２番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第45号 町道路線の廃止について、反対の立場で討論します。

議題となりました町道路線について、委員会では、既に払下げをした道路であることから反対しても仕方ない
と思い、賛成しました。しかし、道路認定されたまま払下げをするということは、事務手続上問題があります。

あえて苦言を呈する意味を込めて、今回の議会では執行部側の説明不足が目立ちます。誤りがあったのであれば、しっかり説明し謝罪することが必要です。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３ 議案第46号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第２号）

○議長（大寄暁美君）

日程第３、議案第46号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

賦課徴収費において、定額減税補足給付金給付事業の増額があるが、確定された住民税と所得税、何人が対象で幾らなのかとの質疑がありました。所得税本人分3,909人、扶養3,054人、住民税本人が893人、扶養546人、金額が所得税1億4,994万円、住民税が1,139万円となっているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成少数、賛成1、反対3により、否決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

3款民生費において、多世代交流施設整備事業は補正予算で計上しなければならない今緊急に必要な施設かとの質疑があり、多世代交流施設が必要な理由は、学校再編と同じく急激な少子化への対応として、子育て全般を支援する多世代交流型の子育て拠点で、令和8年度から河和保育所の定員を拡大するため、現在の児童館・支援センターを保育所に改装する必要があるためであるとの答弁がありました。

なお、討論として、多世代交流施設は必要だが、もう少し議論をした中で進めるべきで、少額だからいいという問題ではない。町内施設を精査し場所を検討するべきであるとの意見からの反対討論がありました。また、同じく反対討論として、学校再編計画は非常に重要な事業で、その事業を延期して新たに土地を買ってまで今やらないのか疑問である。空き施設を有効活用して余分なお金は使わない方がいいのではとの意見からの討論がありました。また、賛成討論として、子育て支援は後回しにできない問題であり、河和保育所の増員により児童館・支援センターが機能しなくなることから、美浜町にとって必要な施設であるため、学校再編と並行して実施していくべきであるとの討論がありました。

また、10款教育費において、文化財保護事業に100万円の寄附があり、美浜町かるたの印刷により200セットの設置先はとの質疑があり、御寄附いただいた方の希望で、文化財保護のため美浜町の歴史かるたを200セット作成する。美浜町かるたについては、職員が自費で制作し、既に各小学校、適応指導教室、図書館に寄附をしている。今回は保育所、小中学校にも追加寄附ができればと思っている。子供から御年寄りまで美浜の歴史を知ってもらう観点から、子ども食堂やサロンにも貸出しという形を考えているとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

反対討論からですが、茶谷議員。

○２番（茶谷佳宏君）

議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論します。

1点目、3款、2項、1目児童福祉総務費において、多世代交流施設整備事業で、3億円を超える事業の緊急性、必要性が、議場での質疑、付託された委員会での審議において、十分に説明されていません。また、今後の町財政にとってどのような影響が出るのかについても説明されていません。河和保育所の定員を増やすために児童館・子育て支援センター機能を移すための施設と説明されましたが、ほかの保育所では大きく定員割れを示しています。このような状況で新たな施設が必要でしょうか。今回の実施設計委託業務及び土地購入費の多くは借金である町債を財源とするものであります。この借金によつての返済額は年額約1,000万円にも上る額であります。また、建設後の運営費用も示されていないままの審議であります。町の財政は本当に大丈夫なのでしょうか。

2点目、3款、2項、2目保育所費において、財源更正として基金繰入金から町債に変更するものであります。いわゆる貯金を使って行う予定だった事業を借金に切り替えて行うものであります。こちらについても、委員会審議での答弁で、借金の返済額が地方交付税の対象になると説明されましたが、質問しなければ出てこなかった内容です。説明不足は否めません。

3点目、2款、2項、2目賦課徴収費において、定額減税補足給付金給付事業で、額の確定に基づく300万円の増額補正であります。今回の増額分を含めて所得税分が約1億5,000万円、住民税分が約1,100万円と、圧倒的に国税分である所得税が多いものであります。国の突発的な施策に振り回されて、市町村の事務は混乱するばかりであります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。森川議員。

○８番（森川元晴君）

議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について、新風みはまを代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

若い世代が、ここ美浜町に住み、住んでいただき、子供を産み、育て、本当によかったと思っていただける美浜町が本来の姿であり、その環境をつくることは、我々議会も含め、美浜町行政の責務であります。万が一、将来のためと言い、今年度基本計画を作成している日本福祉大学敷地内に建設予定の小中一貫校事業と混合され、住民サービスを削減、低減し、その分を基金の積立等に回し、今住む町民に我慢と負担を求めるような行財政運営の考えであるのであれば、予算であれ、補正であれ、反対の意見で討論をさせていただきますし、特に若い世代は小中一貫校ができる前に美浜からいなくなると思いますので、施設等を造る順序を間違えないことをお願いいたします。

財政が厳しい中でも、今回の補正予算、社会福祉事業、低所得支援給付金給付事業、介護保険事業等、どれをとっても大切な補正予算であります。そして、子育て支援事業であります。令和5年度から進められ、国・県

からの支援であります交付金等の活用、申請のタイミング、また、今後の社会情勢を見極め、急遽、今回補正予算を出された多世代交流施設整備事業について、建設に関しては令和8年に開設予定と聞いていますが、今後も若い世代が美浜町に住み、安心して子供を育てていける環境のためにも必要な施設と考えていますので、住民の理解、現在の社会情勢、今後の物価の変動、また、地価の価格等も考慮した上、慎重に事業を進めていただきますようお願いし、賛成の立場といたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決、文教厚生常任委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第4 議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から

議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで2件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第4、議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第47号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（大寄暁美君）

日程第5、認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

2 款総務費において、物品出納事業において、消耗品、コピー用紙だと思うが、昨年よりも金額が増えている要因はとの質疑があり、増額となった理由はコピー用紙の購入量が増となったため、原因としては令和 4 年度はコロナの終盤で会議等が少なかったとの答弁がありました。

次に、6 款農業水産費において、地域ブランド化推進事業について、具体的な地域ブランドとして広めてきた商品は何か、町内で販売している店舗は何軒あるかとの質疑がありました。現在商品として確立して販売しているのは主にうんねと恋美豚の 2 品目である。うま煮などの瓶詰ばかりではなく、防災食を意識したカレーなど缶詰商品も展開している。食と健康の館、ジョイフルファーム鶉の池、また、現代版灯台守さんのキッチンカーでも販売しているとの答弁がありました。

7 款商工費において、南知多ビーチランド支援対策事業において、年間パスポート交付事業利用者数 212 名の対象数はとの質疑があり、令和 5 年 4 月 1 日現在の 2 歳児から 5 歳児を対象に事業を実施した。対象者数は 464 名であるとの答弁がありました。

次に、8 款土木費において、都市整備公園整備事業の 14 節工事請負費、運動公園通信設備導入工事について、運動公園の W i - F i と聞いたが何のためかとの質疑がありました。競技場に電光掲示板がないため、代わりに大会の記録などを選手や御客様に無料で配信できるようにし、利用者の増加も見込み整備したとの答弁がありました。

次に、9 款消防費において、災害時井戸水提供者の把握と水質調査について、令和 4 年度と比較して、毎年募集しているのか、また、判定の基準はとの質疑があり、毎年募集をかけている。判定の内容は、A 判定は飲料水として利用可能だが、ただし緊急時のみ、B 判定は飲料以外の生活用水として利用可能、C 判定は打ち水として利用可能であるという答弁がありました。

また、歳入においては、諸収入、雑入について、家財処分料 2 万 7,903 円の説明をとの質疑があり、町営住宅の入居者が使用した家財の処分費用である。入居者が死亡した場合は親族が手続を行うが、今回のケースは親族がおらず、町が片づけざるを得なかった。敷金や所持金があり、家財処分料として入として受けたものであるとの説明がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第 1 号 令和 5 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

3 款民生費において、不妊治療費の助成で一般不妊治療の範囲はとの質疑があり、不妊検査、人工授精による不妊治療であるとの答弁がありました。

4 款衛生費において、狂犬病予防事業において、野犬が 20 頭捕獲されたとの説明があつたが、捕獲された場所

は。また、捕獲場所と消耗品について説明をとの質疑があり、20頭の野犬を捕獲したうち、河和南部地区は2頭の捕獲実績であった。常時捕獲籠を設置しているのではなく、住民からの情報や苦情の状況に応じて、地元の了解の下、場所により10日間から1か月の範囲で捕獲籠を設置している。同時に愛知県動物愛護センターに協力を依頼し捕獲籠を設置している。消耗品については、野犬捕獲に限った予算ではなく、狂犬病予防接種時に飼い主への案内を出すはがきの購入等であるとの答弁がありました。

また、10款教育費において、スクールバス運営事業でバス運転手の身分と報酬等はどのようになっているかとの質疑があり、民間事業者に年間で委託している。3年間の長期契約で委託している。3台のバスを複数のドライバーで運行管理しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

また、歳入においては、全員賛成により認定しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、まず反対討論ですけれども。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

1点目、歳入、18款、1項、1目一般寄附金において、ふるさと納税が3年連続で納税額が減少しています。財政の厳しい本町において、人口減少もあり、ふるさと納税を増やす努力をさらに強めていかなければなりません。

2点目、2款、1項、9目交通安全対策費において、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金で、前年度より実績は増えたものの、駅、駐輪場を見ますと、まだまだ普及しているとは言い難い状態にあります。

3点目、4款、1項、4目環境対策費において、浄化槽整備事業で合併浄化槽への転換等補助金の交付基数が25基ありました。汚水処理人口普及率は62.3%と増加してきたものの、目標率まではまだまだ差があります。

4点目、10款、4項、4目図書館費において、年間貸出人数、冊数、入館者数が減少してきています。入館者数を増やすべく、さらなる努力をするとともに、指定管理制度の内容も見直す必要があります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

賛成討論。野田議員。

○12番（野田増男君）

認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に当たり、チャレンジM I H A M Aを代表し、賛成

の立場から討論させていただきます。

決算認定については、年度当初の施政方針に基づき、予算執行における町政運営の成果、執行を行うこととなるものであります。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、ウィズコロナからアフターコロナへ、そして八谷町政への転換の年となりました。令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した様々な支援対策事業が行われました。低額所得世帯への給付金の給付をはじめ、保育所、小中学校の給食費補助、住民への地域応援クーポン券の配付、子育て世帯への支援、農林水産業や中小企業への各種補助金などの多方面にわたり支援を行っております。

各分野においては、持続可能で安心・安全なまちづくりを目指し、様々な事業が行われました。子育て支援の分野では、子育て世帯への支援として妊産婦医療費補助事業、保育所で使用する紙おむつの支給事業、学校給食費においては多子世帯への減免事業など、防災分野では、奥田地区消防団詰所を統合し、新たに耐震性を備えた詰所を整備することにより防災施設の強化を、スポーツ分野では、令和6年供用開始に向けて運動公園整備事業を順調に進め、交流人口や関係人口の増加と地域活性化を目指し、運動公園の整備を契機としたスポーツを核としたまちづくりの推進のため、スポーツを核としたまちづくり推進事業を行いました。

しかしながら、今の日本経済は、人口減少による人手不足、物価高騰によるエネルギー・食品価格などの高騰や円高の影響など厳しい状況の中、本町においても小中一貫校事業においては開校年度が令和12年度となることが示されました。

厳しい財政状況が続く中ではありますが、子育て支援、福祉、産業振興、防災など、その他の分野も含め、安心・安全で持続可能なまちづくりを行うための施策や計画策定など、本町が目指すまちづくりが着実に実行されており、これを大いに評価し、認定第1号の認定を賛成するものでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。森川議員。

○8番（森川元晴君）

認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、新風みはまを代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

近年、社会情勢の変化、特に物価上昇問題については、数十年ぶりに賃上げ率の高水準が実現しているものの、物価の上昇が賃金の上昇よりも早いため、生活は依然苦しさが増すばかりであります。今後も消費の伸びは一段と厳しく続くと考えられます。

また、本行政事業にも影響を及ぼしています建設資材等の高騰についても、世界的な原材料不足、エネルギー価格の高騰、円安の進行、担い手不足等、様々な原因が考えられますが、特に、最近の異常気象は、食料不足だけでなく生活への影響を及ぼし、町を支える一次産業をはじめ地元事業者は、死活問題とされる中でも懸命に対応し頑張っています。また、行政側におかれましては、この厳しい社会情勢の中でも、大規模災害や感染症などのリスク、少子高齢化の進展、生産年齢等の人口減少と、今対応すべき課題は山積している中、懸命に努力、対応されていることも承知しています。

令和5年度一般会計決算は、歳入総額99億1,973万5,000円、歳出総額96億626万1,000円となり、前年度と比較すると、歳入については4,962万円、0.5%の増、歳出についても1億1,554万7,000円、1.2%の増という数字となりました。

本来であれば、様々な事業評価をする討論でなければいけませんが、事業等の結論、成果がすぐ出るものとは思っていません。また、決算の数字だけで住民は評価しません。先ほど述べたように、住民、地元事業者等は、ここ近年、厳しい社会情勢の中で、必死に耐え、頑張っていることを行政側も肝に銘じ、一緒に努力をする姿勢、気持ちが大切であると感じています。

依然、財政は大変厳しい中ではありますが、住民に寄り添い、安心・安全に生活を送ることができる環境が第一と考えています。今後も先送りできない大きな事業は山積していますが、不安定な財政状況の中では、決して慌てず慎重に事業を進めていただき、住民、地元事業者等の理解、協力、そして町職員が一丸となり、この厳しい情勢を乗り越えられる行財政運営に努めていただきますよう切にお願いをし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第1号 令和5年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第6、認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により認定しました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論。では、茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

3款国民健康保険事業費納付金において、被保険者数が減少している現状では国民健康保険税も減少することは当然です。しかし、事業費納付金は大きく増額しています。このままでは国民健康保険財政が成り立たなくなってしまう。国・県に対して、制度の見直し、事業費納付金の算定方法の見直しを強く要望していただくことをつけ加えます。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第2号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第4号 令和5年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第5号 令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまで3件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第7、認定第5号 令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号 令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

また、認定第6号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

令和5年度から令和6年度にかけて特別会計から企業会計に変わるということで、歳入全体の未収金は本来であれば特別会計に入るべきはずだという点で、幾らになるのかとの質疑があり、未収金は34万3,296円である。内訳は3月分の使用料調定分33万9,030円、過年度未収分が4,240円、預金利子が26円であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

また、認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、審査、採決の結果、

賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

欠損金について、令和6年7月検針分から水道料金を値上げしたが、7月検針分において水量、料金がどのようになったのかとの質疑があり、昨年7月と比べ、有収水量は7,460立方メートル減少し、水道料金の調定額は1,350万7,707円、18.5%の増となりましたとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号 令和5年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ですが。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、反対の立場で討論します。

水道事業会計において、直近3年間は毎年企業債を6,000万借入れしています。そのため、企業債残高は毎年約5,000万円ほど増加しております。企業債の返済計画はあると思いますが、借入利率の高い借金から繰上償還するとか借換えをするとかの企業努力をもっと行わないと、水道料金を値上げされた住民の理解が得られません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第7号 令和5年度美浜町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（大寄暁美君）

日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大寄暁美君）

日程第9、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和6年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、まずもってお礼申し上げます。ありがとうございます。

御指摘のありました説明不足、深くおわびを申し上げます。今後は、適切な情報提供・共有、そして適正な事務執行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、「ねとらぼ」というところが実施をした「永住したいと思う愛知の街」ランキングというのがネットに出ておりました。これは1月10日から17日に実施されたもので1,019件の回答があったそうでございますが、この中で美浜町は愛知県の中で7番となっております。ちなみに、1番の岡崎市から一宮、豊橋、名古屋の千種区、稲沢、刈谷と続きまして、その次に美浜町が阿久比と春日井と同率で7位ということでございます。先日行われました男女共同参画の中でも講師がおっしゃってございましたけれども、美浜町に住んでいる方は、ずっと住みたいと思う方の率が非常に高いということでございます。やはりこうしたことがこの数字にも表れているのかなと。今住んでおられる方は、非常に美浜に満足されている。ただ、残念ながら、若い世代が次に住むまちとして選んでいない。ここが人口減少、少子高齢化の問題であるということでございまして、この魅力というものをさらに発信していく必要があると、このように考えております。

今、子育て世代に選ばれるまちづくりということで、様々な事業を展開しております。今定例会にも御提案させていただきました。今後もこうした事業、さらには全ての方々に選んでいただけるまちづくりを進めながら、持続可能で、住みたい、住み続けたいと思えるまち美浜を皆さんと一緒につくっていききたい、このように考えております。

皆様方には御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

これにて令和6年第3回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時09分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月20日

美浜町議会

議長 大 寄 暁 美

議員 野 田 謙 弥

議員 廣 澤 毅